

# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

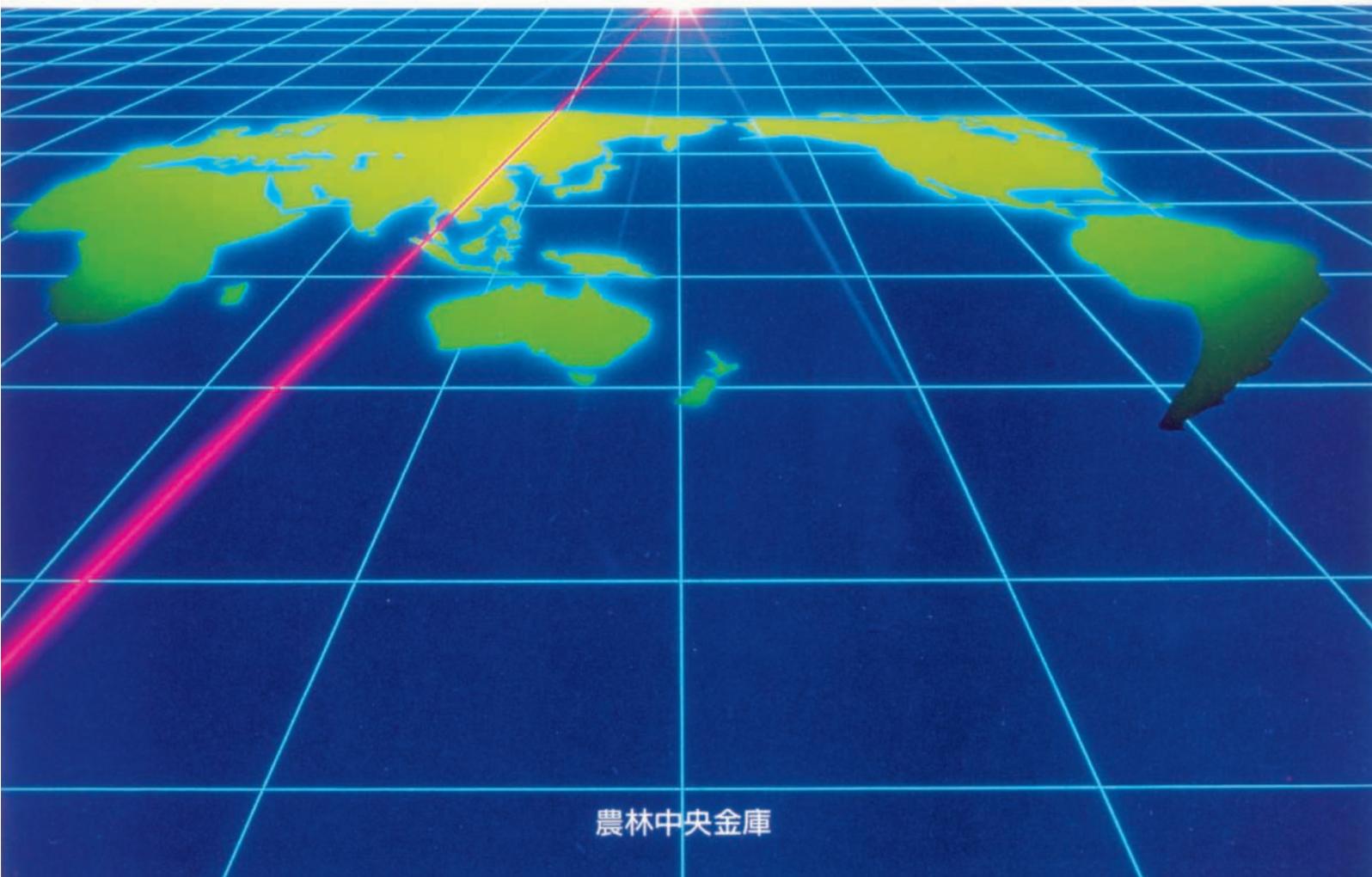
2007 **8** AUGUST

## 経済・社会の構造変化と金融

人口減少と経済成長

多重債務問題への対応と地域金融機関

日本の住宅ローン証券化の現状と今後の行方



## 持ち主不明の金融資産

金融サービスは一般的に取引期間が長期にわたり、その間に利用者の住居移動など本人の環境に様々な変化が起き、所在が分からなくなるリスクがあることは認識しておくことが必要だ。

米国の事例だが、現在、持ち主が所在不明となっている預金口座数は54万口座、その残高は数億ドル（約数百億円）に上る。株式については300万人以上の株式保有者が所在不明となっており、その株式価額は100億ドル（約1兆2,000億円）を超えると推定されている。生命保険にいたっては保険契約の4分の1が支払い請求されないままになっているという。<http://www.unclaimedassets.com/> というインターネットサイトにその様子を見ることが出来る。

これら持ち主不明の金融資産が発生する原因としては、住所変更届出漏れ、結婚や離婚による姓名の変更届出漏れ、本人の死亡、金融機関側のコンピュータ誤処理や事務担当者のミスなどが考えられている。なかでも一番多い原因は本人の死亡であり、その相続人たる家族が被相続人の金融資産の存在を知らないことにあるらしい。都市化が進み、一人暮らし世帯（単独世帯）が増えている社会の姿が背景にあるようだ。本人はいずれ自分の金融資産を自分の子供たちに相続させようと考えていたかもしれないが、その意向と金融資産の存在を伝えることなく死亡してしまうことが多いのだ。

日本でも米国と同様の事態が進行している可能性を示唆するデータがある。日本証券業協会の本年（07年）4月の発表によれば、個人が保有するタンス株は231億株あり、それを保有する個人株主は延べ1,300万人を超えるという。上場企業株券の電子化を控え、既に所在不明株主の株式の現金化による整理も始まっている。また、都市化や高齢化の進行に伴い単独世帯が増加しており、2005年国勢調査によると単独世帯は1,446万世帯と5年前に比べて12.0%増加し、一般世帯の29.5%を占めるに至っている。米国と同様の事態が進行する環境は十分そろっていると思われる。

ところで、持ち主不明の金融資産の取り扱いについて、米国と日本とでは違いがある。米国では持ち主所在不明取引（休眠取引）として認定された金融資産はすべて国庫に移管され、正当な所持人なり相続人の申し出を無期限に待ち続ける仕組みになっている。一方、日本では休眠取引として認定されたあと一定期間経過後には金融機関（株式にあっては発行企業）の収益に帰属する仕組みになっている。米国では、利用者保護の意識が高いことに加えて、休眠取引が企業の収益に帰属することを良く思わない国民的風土があると言われている。確かに金融サービス利用者の遺志を思うと、たとえ最終的に相続人が見つからないとしても、そのような金融資産は公的資産として福祉などの分野に利用されるような仕組みが好ましい、と私自身感じる。

冷徹な市場原理の象徴として語られることの多い米国であるが、そこに息づく利用者保護の意識の高さには学ぶべきものがあるように思う。

((株)農林中金総合研究所取締役調査第二部長 都 俊生・みやことしお)

今月のテーマ

## 経済・社会の構造変化と金融

今月の窓

持ち主不明の金融資産

(株)農林中金総合研究所取締役調査第二部長 都 俊生

人口減少と経済成長

南 武志 2

多重債務問題への対応と地域金融機関

古江晋也 13

リスク分散の機能とその活用

日本の住宅ローン証券化の現状と今後の行方

鈴木 博 26

談話室

もうひとつの食と農の道

民俗研究家 結城登美雄 24

林業・森林・山村の問題を考える視点

珈琲ブレイク

「林業金融調査会」に触れて

(株)農林中金総合研究所 前副社長 荒井浄二 40

情  
勢

2005年度の農協経営の動向

小野澤康晴 46

統計資料 54

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は、筆者の個人見解である。

# 人口減少と経済成長

## 〔要 旨〕

- 1 少子化問題が国民的な関心事となったのは1989年の1.57ショック以降であるが、合計特殊出生率は、74年以降人口置換水準である2強を下回って推移しており、人口減少は自明であったはずである。急激な高齢化進展と合わせて、対応の遅れにまずさがあったといえるだろう。
- 2 人口推計は、国などの中長期的な制度設計のための前提条件として重視されているが、常に下振れる傾向にあり、年金財政などの頻繁な制度変更が特に若年層の不信感を高めてきた。最近では、晩婚化・非婚化の進展に加え、最近では結婚した女性の出産数も減少する傾向になっており、日本の総人口は中長期的に減少することは不可避である。
- 3 産業革命以降の近代経済成長には、労働力や資本ストックなど生産要素の増加率以上の成長率を達成してきたことに特徴がある。つまり、生産性向上がカギを握ってきた。今後の日本では、30歳代女性や高齢者の労働力率の引上げなどで労働力人口の減少を食い止める努力も必要であるが、米国の7割程度しかない労働生産性を向上させる努力も必要である。
- 4 政府は出生率引上げに向けて様々な施策を実施してきたが、合計特殊出生率が2強まで回復する可能性は低く、人口減少に対応しうる経済社会システムを早急に構築することが求められている。今後、近隣アジア諸国でも急速に少子高齢化が進展し、人口減少へと突入する可能性があるが、先行事例として日本の経験が生かされることになるだろう。

## 目次

### はじめに

これまでの日本の人口動向

#### 1 日本の将来人口推計とその問題点

- (1) 人口推計の手法
- (2) 日本の将来推計人口
- (3) 下振れしてきた将来人口推計
- (4) 予測の誤りの影響

#### 2 人口減少と経済成長

(1) 日本経済の成長会計分析

(2) 人口減少の経済的効果

(3) 労働力供給の制約

(4) 人口オナーナスへの転換

(5) 外国人労働者・移民の可能性

(6) 依然として見劣りする生産性

おわりに

求められる人口減少社会への順応

## はじめに

### これまでの日本の人口動向

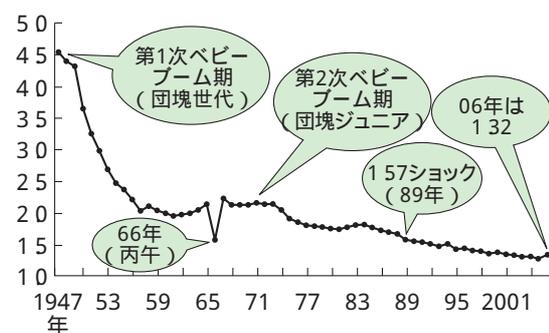
世界の人口動向をみると、地域によって問題は一樣ではない。例えば、サブサハラ・アフリカの多くの国では人口爆発と呼ばれる現象が起きており、世界規模で見れば、いかに出生率を抑制するか、ということが人口問題なのかもしれない。一方で、先進国・地域に関しては全く様相が異なっており、「少子高齢化」といった現象が主流である。この少子高齢化は「少子化」と「高齢化」が同時に起きていることを指すが、一般的には出生率の低下と長寿化によって、高齢者の相対的な増加という高齢化を引き起こし、最終的に人口減少がもたらされる。日本もこの少子高齢化の例外ではないばかりか、先頭を走る一角にある。最初に、日本の人口動態を簡単に見てみよう。

「女性が一生の間に生む子供の数」として、合計特殊出生率<sup>(注1)</sup>という数値が用いられ

ることが多い。戦後直後（1947年）の第一次ベビーブーム時の合計特殊出生率は4.54であったが、その後は急速に低下し、61年には1.96と2倍を下回った。その後、第二次ベビーブームもあり、一時的に持ち直す動きもみられたものの、75年以降は恒常的に2を下回り始めた。そして、89年は1.57ショック（丙午の影響で一時的に低下した66年の1.58を下回った）を経験し、少子化問題が国民的関心事となり、2005年には1.26まで低下するに至っている（第1図）。なお、06年は1.32へと改善したが、反転が持続的なものか疑問視する見方も多い。

人口が減少しないような出生率を人口置

第1図 合計特殊出生率の推移



資料 厚生労働省「人口動態統計」から農中総研作成

換水準と呼ぶが、近年の日本では2.07程度とされている。この置換水準を恒常的に下回り始めたのは1974年以降であるが、実際にはその時点から将来的に日本の総人口が減少に向かうことは自明であったといえる。

また、総人口を年齢別に、14歳までの年少人口、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢人口に分けることがある。このうち、高齢人口は、1950年には総人口の5%未満だったが、70年には「高齢化社会 (ageing society)」の定義である7%を超え、さらに94年には「高齢社会 (aged society)」の定義である14%を突破、06年12月時点で20.9%に達している<sup>(注2)</sup>。高齢化の進展は欧米先進諸国で広く観察される現象であるが、日本の特徴はそのスピードが速すぎるという点にある。例えば、アメリカはこの高齢化社会から高齢社会に至るまでに72年、イギリスは47年、フランスは115年、ドイツは40年かかったが、日本では24年で到達するなど、日本での高齢化の進展テンポの速さが目立っている。日本のように年金・医

療保険など社会保障制度が人口動態との連動性が高ければ、制度変更も頻繁に行わなくてはならない。

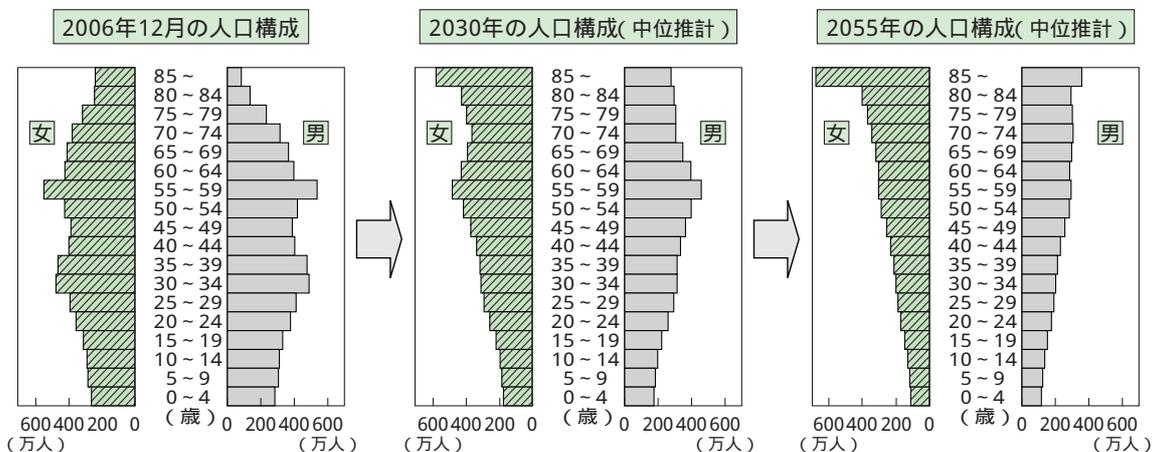
なお、日本の総人口は05年（1億2,777万人）にピークを迎え、既に減少局面に入っているとされている。後述の通り、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）の将来人口推計によると、今後とも総人口は減少し続け、2025年には1億2千万人、2036年には1億1千万人、2046年には1億人を割り込み、2055年には8,993万人まで減少することが予想されている。また、人口構成も高齢者の比率が高まるなど、経済活動などへの悪影響も懸念されている（第2図）。

本稿では、こうした人口問題と中長期的な経済成長との関係を中心に、その課題と処方箋を考えていきたい。

（注1）実際にはその時点における15～49歳の女性の出生率から算出されたものである。

（注2）それぞれの境界値である7%、14%という数字自体には特に意味はないとされている。

第2図 人口構成の変化



資料 総務省「人口推計月報」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2002年1月推計)」から農中総研作成

# 1 日本の将来人口推計とその問題点

## (1) 人口推計の手法

将来人口推計はいくつかの機関が行っているが、社人研が公表している「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」が代表的であり、かつ国の制度・政策立案の基礎データとなっていることから、以下ではそれを前提とした将来人口を紹介したい。

推計の対象は外国人も含めた日本に常住する総人口であり、手法については、コーホート要因法が用いられている。簡単に解説すると、直近の国勢調査（5年ごとに実施）における総人口をベースに、将来の男女年齢別の生存率・死亡率を予測して生命表を作成し、更に将来の女性の年齢別出生率をコーホート出生率法によって予測し、国際人口移動の影響を付加する、という方法である。実際には、将来の出生率には不確実性が強いことから、中位、高位、低位の仮定値が与えられるほか、06年12月推計からは死亡率についても3つの仮定値が与えられるようになっている（つまり、提示している人口経路は3通りから9通りへ増加している）。

また、推計期間は2055年までの50年間であり、参考推計として生存率、出生率、出生性比、国際人口移動率（数）を2055年以降一定という仮定の下で2105年までの延長推計も行っている。

ちなみにメインシナリオである中位推

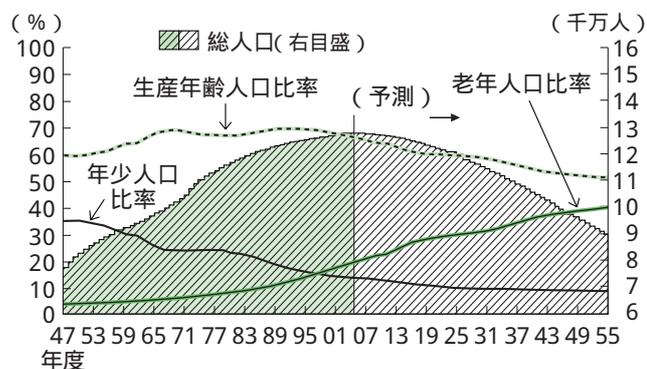
計では、出生率は2013年の1.21まで緩やかに低下した後、非常に緩やかながらも上昇し、2055年には1.26となる、との想定がおかれている。

## (2) 日本の将来推計人口

以下では、メインシナリオともいえる中位推計（死亡中位仮定）を以下で紹介する。人口推計の出発点となる05年の日本の総人口は1億2,777万人であるが、それをピークに減少傾向となり、約40年後の2046年には1億人を割って9,938万人になることが見込まれている（第3図）。なお、出生高位推計では1億人を割り込むのは2053年、出生低位推計では2042年とされている。

年齢3区分別人口およびその構成比としては、05年には106万人であった出生数は08年には100万人を割り、2048年には50万人を割ると見込まれている。この結果、年少人口割合としては、05年の13.8%から徐々に低下していき、2025年に10.0%、2055年には8.4%となるなど、少子社会が進行していくと推計されている。

第3図 総人口の推移



資料 国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来推計人口』

生産年齢人口については、95年（8,716万人、構成比66.1%）をピークに低下傾向にあるが、その後も緩やかな減少局面を続けるものと見込まれている。構成比も2020年には60.0%へ低下、2055年には51.1%へと総人口の約半分程度まで縮小することが推計されている。

最後に、老年人口については、05年の2,576万人から団塊世代が加わり始める2012年には3,000万人超となり、2042年には3,863万人とピークを迎える。その後は死亡数の増加により減少し始め、2055年には3,646万人となるとしている。構成比は05年（20.2%）から一貫して上昇基調をたどり、2055年には現在の約2倍の40.5%まで上昇することとなる。

### （3）下振れしてきた将来人口推計

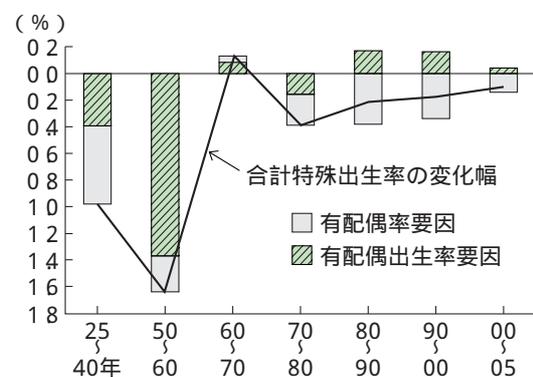
しかし、総人口の実績値は過去の「将来人口推計」を下振れしてきており、その主因として合計特殊出生率の低下傾向を読みきれなかったという批判が多い。前々回の将来人口推計においては、合計特殊出生率はいずれ下げ止まり、回復に向かうはずと想定されていたが、前述のとおり、05年の1.26まで、ほぼ一貫して低下し続けてきた（なお、06年は1.32へ改善）。社人研は将来の出生率をどのように考えてきたのであろうか。

一般的に、出生率低下の原因としては、晩婚化による出産時期の後ズレ、婚姻率の低下、有配偶出生率の低下（結婚女性が出産する子供数の低下）、などが挙げら

れている。一般的な少子化のイメージというのは、この要因が大きいと思われるが、日本では少し前までは既婚女性の平均出生数はそれほど低下していなかった。社人研では、婚姻年齢が後ズレする傾向にあるが、婚姻時期を遅らせている人々がいずれ結婚して出産するのであれば、出生率は回復に向かうと想定していた（第4図）。しかし、実際には現在30歳代半ばに差し掛かっている団塊ジュニア世代を中心に晩婚化・非婚化の進展が止まらず、同時に最近では有配偶出生率が低下し始めている傾向もあり、前回（02年1月推計）からは合計特殊出生率に関する見通しを大幅に下方修正した推計を行うようになっている。

なお、こうしたことが起きた背景として、女性の社会進出が進み、出産・育児に伴う「機会費用」が上昇したことに加え、子供を持つことの直接的コストも高いことなどが指摘されることが多い。そもそも、少子化対策の必要性を国として意識したのは89年の1.57ショックが契機であり、対応が後に回ってきたものと思われる。

第4図 合計特殊出生率の要因分解



資料 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」から農中総研作成

(4) 予測の誤りの影響

将来人口推計は、年金・医療・介護保険などの将来設計を行う際の基礎データとして用いられるが、それは他の変数と比べて、人口の予測誤差は小さいと考えられているからである。しかし、予想を上回るスピードで進展する少子高齢化の影響は、年金財政を悪化させた。支給開始年齢の断続的な引上げ、給付水準の引下げ、保険料の引上げなど、度重なる制度変更が余儀なくされたほか、世代間不公平を生み、年金空洞化の問題に拍車をかけた可能性が高い。

2 人口減少と経済成長

人口減少や高齢化進行は直接的な需要減少を引き起こす可能性が高いとして、中長期的な経済成長率は低迷するとの懸念が根強い。しかし、以下で述べるように、戦後日本の経済成長における人口要因はそれほど高くなかったと指摘されることも多い。

以下では、人口減少が中長期的な経済成長へ与える影響を見る観点から、主に供給面からの分析を行う。

る。で示されるようなコブ・ダグラス型のマクロ生産関数を想定してみよう。

$$Y = AK^\alpha L^{1-\alpha} \dots$$

ここで、「Y：実質GDP」「A：Hicks中立的な生産性」「K：資本ストック」「L：労働力人口、 $\alpha$ ：資本分配率」とする

式の両辺の対数をとって微分すると、以下の式が導出される。

$$\frac{\dot{Y}}{Y} = \frac{\dot{A}}{A} + \alpha \frac{\dot{K}}{K} + (1-\alpha) \frac{\dot{L}}{L} \dots$$

つまり、経済成長率は資本ストック増加率と労働力人口増加率の加重平均と技術進歩率（生産性上昇率）を加えたものに等しくなる。このような考え方に従い、日本経済の成長会計分析を行ったものが、第1表である。これによれば、経済成長率と労働人口増加率を比較してみると、前者にとって後者はそれほど大きなウェイトを占めているわけではないことが明らかである。

経済成長を統計的に解析した功績でノーベル経済学賞を受賞したクズネッツによれば、「近代経済成長」とは「1人当たり所得が、人口増加を伴いながら持続的に上昇

第1表 日本経済の成長会計分析

(単位 %) )

期間	特徴	平均成長率	労働投入要因		資本ストック要因	技術進歩要因 (ソロー残差)
			就業者	労働時間		
1970~75年	高度経済成長終了, 第一次石油危機	4.5	0.3	1.1	3.6	1.6
1975~86	安定成長期	3.8	0.7	0.1	2.2	0.8
1986~91	バブル形成・崩壊	4.9	1.1	0.5	2.4	1.8
1991~97	平成不況前期	1.6	0.3	0.6	1.4	0.5
1997~02	平成不況後期・金融危機	0.2	0.5	0.4	0.7	0.3
2002~06	(今回)戦後最長の景気拡大	2.1	0.1	0.2	0.6	1.2

資料 内閣府, 厚生労働省, 総務省のデータから農中総研作成  
(注) 年率換算(%) )

(1) 日本経済の成長会計分析

成長会計分析とは、一国の経済成長を資本ストック、労働投入量、技術進歩など供給面の変数から測定する概念であ

し、かつ広範囲に及ぶ構造変化を伴う現象を指す」と定義した。つまり、産業革命以降は、労働力や資本ストックなど要素投入以上のペースで経済成長が実現するようになったのが特徴であり、生産性上昇率が経済成長のカギを握るといっても過言ではない。

## (2) 人口減少の経済的効果

(1)で取り上げた成長会計分析をベースに、人口減少の経済的効果を考えてみたい。人口減少は、同時に進行する高齢化とともに、直接的に生産年齢人口をベースとする労働力供給を減少させる可能性が高い(第2表)。一方、ストックに対する効果としては、ライフサイクル仮説を前提にすると、高齢化は貯蓄率の低下を引き起こす。国際資本移動に制約がなければ、一国の投資額と貯蓄額が一致する必要はないが、「フェルドスタイン・ホリオカ命題」は両者に密接な関係があることを示している。つまり、国内貯蓄率の低下は国内投資の停滞、つまり資本ストックの増加率の鈍化をもたらす可能性が高い。

第2表 総人口・生産年齢人口の変化

(単位 万人、%)

	総人口の変化		生産年齢人口の変化	
	人数	変化率	人数	変化率
2005 15年	234	0.18	728	0.90
2015 25	616	0.50	585	0.79
2025 35	859	0.74	804	1.20
2035 45	1,024	0.97	992	1.70
2045 55	1,051	1.10	705	1.42

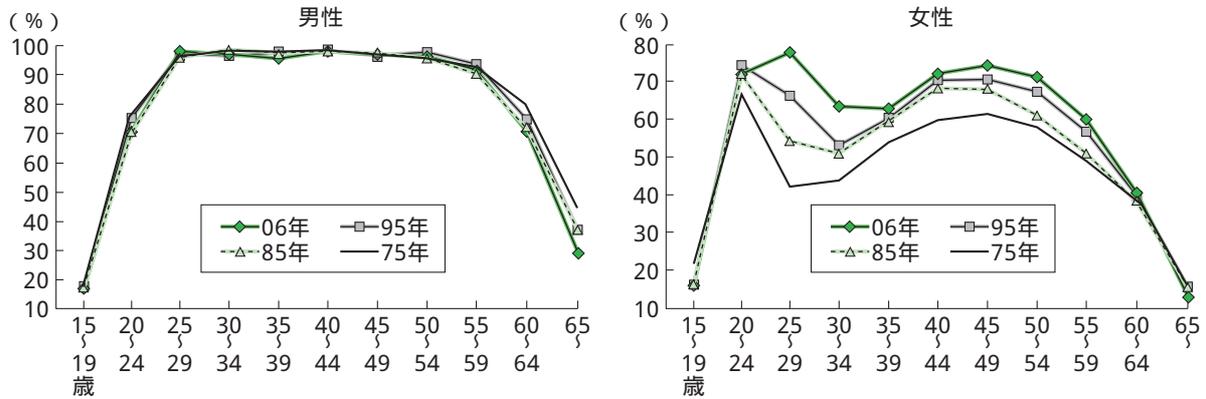
資料 第3図に同じ  
(注) 変化率は年率(%)。

一方、技術進歩に対する影響としては、規模の経済効果が喪失する、高齢化によって新技術の吸収力が低下する、などといったマイナス効果と、資本装備率が上昇し、かつ希少となる労働力を有効活用する技術が発達して生産性が向上する、などのプラス効果が挙げられている。なお、傾向的には人口増加率と技術進歩率との間には負の相関があると指摘されることが多いが、この関係は「人口減少は技術進歩の上昇を引き起こす」という因果関係を意味しているわけではない点に注意すべきであろう。

## (3) 労働力供給の制約

人口が減少しても、労働力供給がそれほど減少しないためには、労働力率を高める必要がある。その際に最も注目されているのは、女性と高齢者である。日本の労働力供給を分析してみると、そもそも高齢者の労働力率は国際的にみると高めであるが、これまでは60歳以降の労働力率は低下する傾向にあった(第5図)。また、女性の労働力率が出産・育児時期に差し掛かる30歳代で低下する現象もみられる(いわゆるM字型カーブ)。少子化に伴う若年労働者の減少傾向や、年金支給時期が断続的に引き上げられるといった環境下、企業は雇用延長・再雇用にも注力しており、60歳代、特に60歳代前半の労働力率を引き上げることは十分可能であろう。また、かつて欧米諸国でも観察されたM字型の女性労働力率カーブは育児期のパートタイム労働への転換

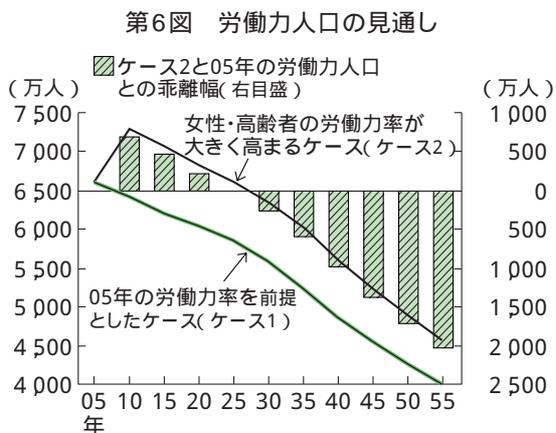
第5図 男女別の労働力率の変化



資料 総務省「労働力調査」

等労働時間についての柔軟な雇用管理システムや育児支援策などの充実によって解消されており、今やほとんど目立たなくなっている。日本でも諸外国の先行事例に習った様々な施策を実施することで30歳代女性の労働力率を更に引き上げることは十分可能であろう。

第6図は、05年の各年齢層の労働力率を前提とした場合(ケース1)と、女性・高齢者の労働力率が大きく高まる場合(ケース2)の労働力人口の見通しを示したものの



資料 総務省、国立社会保障・人口問題研究所のデータから農中総研作成

(注) ケース2では、労働力率について、125~59歳の女性は80%まで上昇、260~64歳が現状の55~59歳水準まで、65~69歳が現状の60~64歳水準まで上昇する、と置いた。

である。少子高齢化の進展は既定路線であり、先行き労働力人口が減少することを食い止めることは非常に困難であるが、少なくとも2020年代までは労働力人口減少の影響を小さくすることが可能である。

もちろん、労働を通じた女性や高齢者の社会参加を強制することはできないが、何かしらの障壁によって今までは働くことができなかった人々が働けるように制度変更していくことは重要であろう。

#### (4) 人口オーナスへの転換

また、就業者の年齢構成の変化が経済成長に少なからぬ影響を与えるとの指摘もある。一般的に、出生数の減少が始まると生産年齢人口の比率が高まると同時に、子供の扶養負担も軽減するために、貯蓄増・投資増をもたらし、経済成長に貢献するとの見方がある。この現象を「人口ボーナス」と呼ぶことがある。日本では1950年以降、急速に出生率が低下して年少人口比率が緩やかに低下したと同時に、生産年齢人口比率が70%近くで推移しており、高度経済成

長期を通じて人口ボーナスのメリットを十分受けてきたと考えられている。

逆に、出生率の低下や長寿化が進展すると、生産年齢人口比率の低下を引き起こすと同時に老齢年齢比率が上昇して高齢者の扶養負担が高まり、経済成長の抑制効果をもたらす可能性が出てくる。こうした状況を「人口オーナス（onus = 重荷）」と呼ぶことがある。日本でも年金など社会保障負担を中心に、こうした問題に対する懸念が高まっている。

#### (5) 外国人労働者・移民の可能性

こうした労働力制約を緩和するために、女性、高齢者の労働力活用以外にも外国人労働者や移民の受入れを積極的に行う必要があるとの議論もある。国際連合経済社会局人口部の試算によれば、2050年まで日本の総人口を維持するには毎年34万人（累計で1,714万人）、生産年齢人口を維持するには毎年65万人（累計で3,233万人）の移民が必要であるとしている。05年における外国人登録者数の増加が4万人程度であることを考慮すれば、かなりの人数が必要である。しかも日本の経済成長や年金財政の維持のために毎年30万人の移民を受け入れるという発想そのものが現実的ではないようにも思われる。また、外国人労働者を積極的に受け入れてきた諸外国をみると、必ずしもメリットだけではないことがわかる。

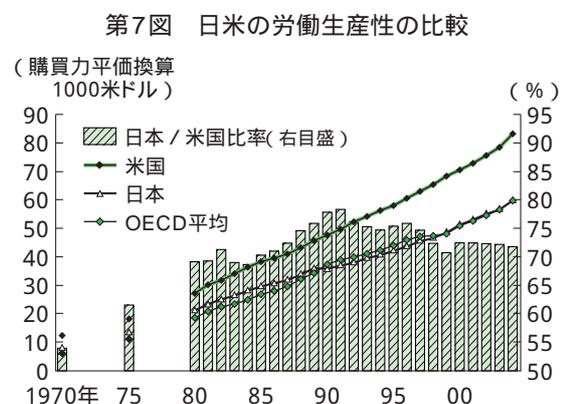
日本はこれまでも未熟練（単純労働目的）の外国人労働者の受入れには抑制的な姿勢を続けてきたが、今後も十分慎重に対応す

べきであろう。

#### (6) 依然として見劣りする生産性

最後に、安倍内閣でも重視している労働生産性の向上による成長力引上げについて考えてみたい。ドル換算の経済規模からいえば、日本は1968年に旧西ドイツを抜いて以降、世界第2位の経済大国としての地位を続けている。しかし、1人当たりGDP（ドル換算）では第15位であるほか、購買力平価換算では第23位と低迷しているのも現実である。この背景には、日本の労働生産性（購買力平価換算）が水準として依然として低く、米国の7割程度であることが大きく影響している可能性が高い（第7図）。

もちろん、生産性が低いからこそ、努力すればこの要因による成長力の引上げ余地があるということでもある。成長力促進政策を採用する安倍内閣では、人材と中小企業といった経済の基礎力を高め（成長力底上げ戦略）、国際的にみて非効率なサービス業の生産性を向上させ（サービス革新戦略）、これからの成長分野を伸ばし、



資料 社会経済生産性本部「労働生産性の国際比率2006年版」から農中総研作成

想像力を高める（成長可能性拡大戦略）パッケージを実行するとしている。具体的にはIT化，シニア人材の活用，当面の「世界の成長センター」として期待されるアジアとの連携などを通じて生産性向上を図っていくというものである。

## おわりに

### 求められる人口減少社会への順応

日本では89年の1.57ショックを契機に少子化に対する問題意識が高まり，エンゼルプラン（94年），新エンゼルプラン（99年）などが相次いで策定され，少子化阻止に向けた政策が策定されている。その後も，少子化対策プラスワン（02年）を策定，03年には少子化社会対策基本法，次世代育成支援対策推進法を成立させるなど，様々な対策が打ち出されている。なお，日本の主要な少子化対策としては，育児休業制度，児童手当などの充実，保育所待機児童をゼロにする，などが挙げられる。ただし，そうした目標が十分達成されているわけでもなく，効果も発揮されているとはいえない状況である。また，06年の出生率回復も景気要因が大きいとの指摘が多い。

なぜ，人口減少や少子高齢化の進展がこれだけ大きな問題となっているかといえれば，日本の諸制度がこの影響を受けやすいシステムになっているからである。特に，実質的に賦課方式である年金財政の持続可能性に対する国民の懸念は根強いほか，国・地方政府の長期債務残高はGDPの1.4

倍に達しており，政府目標どおりに2010年代初頭にプライマリーバランスが均衡化したとしても，将来的な租税負担率の上げは既定路線と思われる節がある。なお，こうした負担の一部を背負わせることも目的として出生率の向上を意図すべきではないことはいうまでもない。出産行動や就業行動は究極的には個人の選択の自由に帰すべきものであろう。ただし，何かしらの理由で，産みたくても産めない，働きたくとも働けない，などという問題が存在しているならば，それらを解決することが望ましいのは言うまでもない。ただし，そこから先は個人の判断に委ねるべきものであり，政府が介入すべきではない。

繰り返しになるが，政府は少子化抑制政策として，合計特殊出生率の向上を目指しているが，本当に人口減少に歯止めをかけるためには現在1.3程度の数値を，人口置換水準である2程度まで引き上げる必要がある。これは現実的には人口減少を食い止めるのは容易ではないことを示唆しており，せいぜい人口減少のテンポを遅くすることができるくらいであろう。それよりは，人口減少を前提とし，なるべくそれらの影響を受けないような経済・社会システムへの変更を急いだ方がよいのではないだろうか。いずれ，シンガポール，韓国，中国など近隣東アジア諸国でも高齢化，人口減少が急激に進展することが確実視されているが，こうした国々の先行事例として日本の経験が生かされるものと思われる。

<参考文献>

- ・阿藤誠(2000)『現代人口学』日本評論社
- ・大淵寛・森岡仁編著(2006)『人口減少時代の日本経済』原書房
- ・加藤久和(2007)『最新 人口減少社会の基本と仕組みがよ〜くわかる本』秀和システム
- ・国立社会保障・人口問題研究所(2007a)『人口統計資料集2007』人口問題研究資料第314号
- ・国立社会保障・人口問題研究所(2007b)『日本の将来推計人口(平成18年12月推計)』(財)厚生統計協会
- ・社会保障審議会人口部会編(2002)『将来人口推計の視点』ぎょうせい
- ・高山憲之・斉藤修編著(2006)『少子化の経済分析』東洋経済新報社

- ・田中隆之(2002)『現代日本経済』日本評論社
- ・原田泰(2003)『人口減少の経済学』日本評論社
- ・原田泰・鈴木準(2005)『人口減少社会は怖くない』日本評論社
- ・樋口美雄(2006)『少子化と日本の経済社会』日本評論社
- ・毎日新聞社人口問題調査会編(2005)『人口減少の未来学』論創社
- ・南武志(2004a)『低迷する労働力化率の背景』『金融市場』9月号
- ・南武志(2004b)『「団塊の世代」の退職と労働供給の変化』『金融市場』11月号

(主任研究員 南武志・みなみたけし)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2006

A4判, 194頁  
頒価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか, 農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。  
なお, CD-ROM版をご希望の方には, 有料で提供。

頒布取扱方法

編集...株式会社農林中金総合研究所  
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3 TEL 03(3243)7318  
FAX 03(3270)2658

発行...農林中央金庫  
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

頒布取扱...株式会社えいらく営業第一部  
〒101-0021 東京都千代田区外神田1-16-8 TEL 03(5295)7580  
FAX 03(5295)1916

発行 2006年12月

## 多重債務問題への対応と地域金融機関

### 〔要 旨〕

- 1 政府は06年12月に内閣に多重債務者対策本部を設置することを閣議決定し、07年4月に同本部は「多重債務問題改善プログラム」を公表した。消費者金融の利用者が少なくとも1,400万人、多重債務者が200万人超ともいわれ、社会的関心が高まるなか、金融機関が多重債務問題にどのように取り組むか、が改めて課題となっている。
- 2 多重債務問題が80年代前半に社会問題化して以降、出資法の上限金利が段階的に引き下げられた。しかし、消費者金融会社等はその後も利息制限法を上回る、いわゆるグレーゾーン金利での貸付を継続したため、社会的課題が残った。このことを受けて2000年ごろから借換ローン販売する金融機関が増加している。しかし、借換ローンは、利息制限法の上限金利を超えた利息の返還請求を行わずに借り換えを行えば、グレーゾーン金利が元本に加わることや、生活設計の是正が行われなため再び多重債務に陥る、といった課題もある。また、一度生活再建に成功した人が再度、多重債務に陥る割合は、30～40%ともいわれている。そのため、多重債務問題を根本的に解決するためには、カウンセリングを主体とした対応が不可欠である。
- 3 今回ヒアリングを行った金融機関は、配偶者や家族等を含めた協力体制の構築や継続的な相談者へのサポートなどを行うことで多重債務者向け負債整理融資の貸倒れを防ぐと同時に、多重債務者を生活再建に導いている。このような取組みの結果、金融商品販売だけでは生み出すことができない顧客との強固な絆が形成されることになり、債務返済後にはロイヤリティの高い優良顧客となったケースもある。
- 4 一連の法令改正によりグレーゾーン金利は撤廃されるが、多重債務問題が解消するわけではない。高い公共性・公益性を期待される金融機関においては、多重債務問題への取組みはCSRの観点から継続的かつ真摯に取り組むべき重要な課題であり、企業（組織）の基盤・理念に沿った事業展開として位置付けて実施していくことが求められていると思われる。

## 目次

### はじめに

#### 1 多重債務問題の変遷

- (1) 80年代の「サラ金問題」
- (2) 90年代後半の「商工ローン問題」
- (3) 改正貸金業法
- (4) 各地域金融機関の取組スタンスと組織体制

#### 2 多重債務者対応の流れ

- (1) 北海道労金，けんみん信組，  
伊達信金の多重債務者対応フロー

#### (2) 中国労金の多重債務者対応フロー

#### 3 職員の教育とやりがい

- (1) 職員教育
- (2) 職員のやりがい

#### 4 多重債務問題への対応と金融機関

- (1) 事業性の観点
- (2) CSRの観点

おわりに

## はじめに

近年，企業の社会的責任（以下「CSR」という）を重視した経営に取り組む金融機関が増加し，その取組項目は環境保全，地域活性化や金融教育など多岐にわたっている。従来，CSRには企業の利益還元という側面が強く，企業業績に依存する傾向があった側面も否めない。それに対して，近年のCSRの展開においては本業に組み込まれた形で継続的な取組みとして展開している例が多くなっている。それは金融機関においても同様であり，環境配慮型融資などは本業の活動を通じて社会問題の解決への貢献を図っている一例である。

このような動きが促進された要因の一つは，金融庁が「リレーションシップバンキングの機能強化に関するアクションプログラム」（期間：2003～04年度）を公表し，地域金融機関に地域貢献を要請したことにあ  
る。リレーションシップバンキングの取組

みはその後も改定され，07年4月には，金融審議会金融分科会から「地域密着型金融の取組みについての評価と今後の対応について 地域の情報集積を活用した持続可能なビジネスモデルの確立を 」が公表された。同報告は恒久的な枠組みのなかでリレーションシップバンキングを推進することを提言したが，このなかにおいて注目されることは，多重債務問題解決に金融機関が一定の役割を期待されたことである。

一方，政府は06年12月に内閣に多重債務者対策本部を設置することを閣議決定し，07年4月に同本部は「多重債務問題改善プログラム」を公表した。同プログラムは自治体における相談窓口の整備強化，経済金融教育の強化，いわゆる「ヤミ金」の撲滅に向けた取締りの強化を唱えているが，このなかで「高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付け」として，多重債務者への融資を行う「日本版グラミン銀行」が提案された。このプログラムを受けて，6月には金融庁から「多重債務者

相談マニュアル」の案が公表された。

本稿では、消費者金融の利用者が少なくとも1,400万人、多重債務者は200万人超ともいわれ社会的関心が高まるなか、<sup>(注1)</sup>多重債務問題に地域金融機関がいかに取り組んでいるのかということ、4つの金融機関のヒアリング調査をもとに検討する。

(注1)「多重債務問題改善プログラム」より。

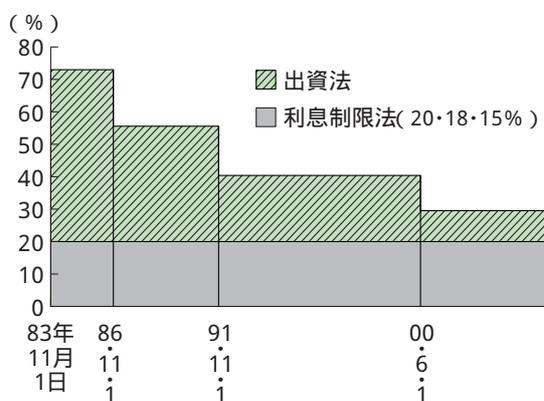
## 1 多重債務問題の変遷 <sup>(注2)</sup>

### (1) 80年代の「サラ金問題」

1983年ごろ、消費者金融業者の苛酷な取立てが「サラ金問題」として社会問題化した。<sup>(注3)</sup>これを受けて、貸金業者の登録制度、取立規制などを骨子とする貸金業規制法が制定された。さらに出資法の上限金利も109.5%から91年までには40.004%へと段階的に引き下げられ、利息制限法(貸付額に応じて15~20%の上限金利)との差は縮小した(第1図)。

しかし、貸金業規制法は、利息制限法の例外として、任意性と、一定の書面要

第1図 出資法と利息制限法の推移



資料 金融庁ホームページより

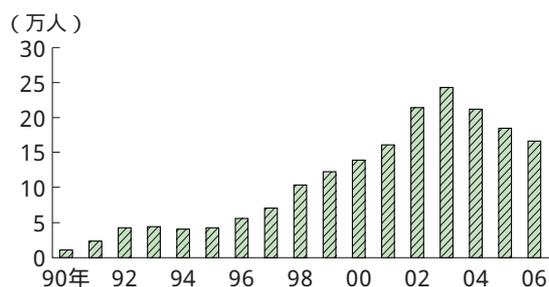
件を満たせば、有効な弁済であることとしたため(「みなし弁済規定」)、消費者金融業者は、利息制限法の上限金利を超える、いわゆる「グレーゾーン金利」での貸付をその後も継続した。

サラ金問題が深刻化した当時、労働金庫業界では、「サラ金対策キャンペーン」を実施(83年8~10月末)し、消費者金融から高金利で借り入れた債務を比較的低利の債務に借り換えることで多重債務問題に対応した。ただし、個人向け借換ローンは、利息制限法の上限金利を超えた利息の返還請求を行わず、借り換えを行えば、グレーゾーン金利に対応する利息が元本に加わることや、多重債務者は借り換えによって信用情報機関の事故情報記録に記載されることが免れるため、生活設計が是正されることなく、再び多重債務に陥るといった課題もあった。

そこで、一部の労働金庫では、借換ローンの課題を解決するために、85年ごろから弁護士とのネットワークを構築するとともに、過払金の引き直しなどのカウンセリングを実施しはじめた。しかし当時はまだ、このような取り組みを行う金融機関はまれであった。

多重債務者問題は、貸金業規制法の制定などによって一時沈静化に向かったが、バブル崩壊後の90年代以降、自己破産者は右肩上がり増加した(第2図)。自己破産者が急増した背景には、長期の景気低迷に伴う所得の伸び悩みや失業などの要因に加えて、消費者金融会社が非対面チャネルを

第2図 自己破産(個人)申立件数



資料 最高裁判所

積極的に拡大させたことやソフトなイメージ広告を展開したことなどもあげられる。

このような社会経済環境の変化のなかで、佐世保市に本店を置く長崎県民信用組合(以下「けんみん信組」という)は、生活者金融を事業の中核として不動産担保に頼らないビジネスモデルを構築し、92年には多重債務者に対応した「セーブマネー相談室」を開設した。

(注2)「多重債務問題の変遷」については金融庁ホームページの「貸金業法改正法について」「貸金業制度等に関する懇談会」を参照引用。

(注3)当時の社会的事象として本節では「サラ金」という用語を用いている。

## (2) 90年代後半の「商工ローン問題」

90年代後半、金融機関は経営体力が後退したため融資に消極的な姿勢をとりつつあった。そのような金融環境のなか、中小事業主向けローン、いわゆる「商工ローン」が急成長を遂げたが、その一方で保証人に偏重した回収や法的規制を超えた取立て等が行われることもあった。これがいわゆる「商工ローン問題」であり、この問題を受けて99年には貸金業規制法と出資法が改正された。

改正貸金業規制法では、求償権を取得し

た者への取立規制の適用などが定められるとともに、出資法の上限金利が29.2%にまで引き下げられた。

一方、このころになると個人金融に特化したけんみん信組のビジネスモデルがメディアで注目され、その取組みが書籍にもなった。このモデルを参考に社会貢献の一環として多重債務者問題に取り組んだ金融機関が、北海道南西部に位置する伊達市に本店を置く伊達信用金庫(以下「伊達信金」という)であった。

00年ごろからは、複数の消費者金融会社からの借入を一本化する個人向け借換ローンを商品化する金融機関も現れたが、80年代に労働金庫業界が経験したように、多重債務問題の根本的な解決にはならなかった。

## (3) 改正貸金業法

99年に貸金業規制法が改正された後も、消費者金融業界では不祥事が続発し、一部の貸金業登録業者を含めた「ヤミ金」問題も大きくクローズアップされるようになった。

こうした状況のなかで06年1月13日、最高裁判所第二小法廷が画期的な判決を示した。同判決では、「期限の利益喪失特約の下で、債務者が、利息として、利息の制限額を超える額の金銭を支払った場合には」特段の事情がない限り、「債務者が自己の自由な意思によって制限超過部分を支払ったもの<sup>(注3)</sup>ということはできないと解するのが相当である」とされ、一括弁済特約の下では、みなし弁済規定の成立要件となる任意性が<sup>(注4)</sup>實際上、否定されることとなった。この判

決以降、グレーゾーン金利は有効な弁済と認められなくなってきており、消費者金融業者への過払金請求が活発化しはじめた。

これらを受け、政府与党は一連の法律改正に動き、06年12月に改正貸金業法が成立・公布され、貸金業の適正化、過剰貸付の抑制、ヤミ金対策の強化などが盛り込まれるようになった。<sup>(注5)</sup>

このなかで、注目すべき改正点の一つは、従来から指摘されてきたグレーゾーン金利の撤廃と出資法の上限金利を引き下げる金利体系の適正化であり、改正貸金業法の施行後、2年半以内に実施される予定である。

06年12月、政府が多重債務問題改善プログラムを公表したことで労働金庫業界は、07年3月に(社)全国労働金庫協会内に「生活応援・多重債務対策本部」を設置し、組織的に対応していくこととした。

(注3) 最高裁判所ホームページを引用。

(注4) 中島遊(2006)を参照引用。

(注5) 従来の「貸金業規制法」は06年12月の改正を受けて「貸金業法」と改称された。

#### (4) 各地域金融機関の取組スタンスと組織体制

多重債務問題が再び社会問題化するなか、2000年ごろから消費者金融会社を保証会社として借換ローンを販売する金融機関が増加した。<sup>(注6)</sup>しかし、借換ローンは、前述した通り、カウンセリング等を通じた様々なフォローがなければ多重債務問題を根本的に解決する手段にはならない。一度生活再建に成功した人が、再度、多重債務に陥る割合は、30~40%ともいわれており、多

重債務問題を根本的に解決し、生活再建するためには、カウンセリングと貸出後のフォローが不可欠である。

今回ヒアリングを行った金融機関は、多重債務者の生活再建を主眼にしているため、カウンセリングを優先させている。ただし、その体制は金融機関によって異なっているため、ここでは各金融機関の取組スタンスと組織体制を概観する。

##### a 中国労働金庫(本店:広島市)

中国労働金庫(以下「中国労金」という)では、「高利貸し等からの開放」という労働金庫設立理念の具体化に加えて、多重債務問題の相談が各営業店に持ち込まれているという現実に対処するため、通常の相談業務の一部として対応している。同労金では各営業店窓口で多重債務相談を受け付けており、多重債務相談に対応できる職員1名から数名を配置している。また、本部には地域福祉支援室を設置し、現場と密接な情報交換を行い、担当職員のサポートを行っている。

##### b 北海道労働金庫(本店:札幌市)

北海道労働金庫(以下「北海道労金」という)の多重債務問題への取組みは多重債務相談についての協定を結んだ労働組合の組合員を対象とし、組合で行われる多重債務問題への対応をサポートするという位置付けである。北海道労金も全営業店で多重債務の相談を受け付けているが、札幌市、函館市といった主要都市には営業店舗外に

「お客様相談室」を設置し、専任担当者が対応している。「お客様相談室」は完全予約制であり、相談者が他者と顔を合わせないように配慮がなされている。

#### c 長崎県民信用組合

けんみん信組は、80年代後半から生活者金融へ特化するとの事業戦略のもと、多重債務者への対応を行うことになった。同信組は家計の収支のバランスを整え、地域住民の「人生80年の生活資金繰りを預かる」ことを経営理念としている。13店舗中、6店舗で多重債務相談と融資の受付を行い、男性職員の大半が多重債務相談を行うこととしている。

融資業務は28人で担当し、融資案件数の約90%は多重債務関連である。多重債務相談業務を行っていることの周知活動として、テラーを含めた全職員がポスティング(チラシの配布)を行う。また、オートコールセンターでは相談案内などを実施している。最近では口コミでの広がりもみせており、相談者は増加傾向にある。

#### d 伊達信用金庫

伊達信金は99年の創立50周年を契機に社会貢献の一環として多重債務問題に取り組みはじめた。通常業務とは異なり、プライバシー保護の観点から本店横に設置された相談プラザ内で、カウンセリングが行われる。現在は専任担当者ら2名で対応し、完全予約制となっている。同信金では少人数で対応していることもあり、告知等などは

行っていないが、地域では口コミで広まっており、家族や職場から勧められて来店する相談者は多い。

(注6)金融庁は、金融機関が借換ローンを取り扱う場合には、利用者に対して過払金についての告知を行うように要請した。『ニッキン』2006年12月15日付。

## 2 多重債務者対応の流れ

多重債務者対応のフローは各金融機関によって若干異なるものの、大別すれば、第3図に示した北海道労金、けんみん信組、伊達信金の多重債務者対応フローと後掲第4図の中国労金の多重債務者対応フローに分類することができる。

### (1) 北海道労金、けんみん信組、

#### 伊達信金の多重債務者対応フロー

相談者から相談申込を受けた北海道労金、けんみん信組、伊達信金は、プライバシー・ポリシーや個人情報に関する同意書等を相談者に交付または徴求し、ヒアリングを実施する(、第3図参照)。ヒアリングは本人以外にも、本人の同意を得て配偶者や家族の立会いのもとで行われる。北海道労金では労働組合の役員も同席する。

家族等が相談に立ち会う理由は、多重債務問題の解決を図り、生活を再建するためには、家族の支援が不可欠だからであるとの判断による。ある担当者は、「配偶者と仲の悪い相談者は生活再建が困難である」と多重債務問題に家族が重要な役割を果たしていることを指摘した。

ヒアリングでは借入先、残高、多重債務に陥った原因、現在までの経過などの質問が行われる。しかし、多重債務者のなかには問題を「隠したい」という思いに駆られることも少なくない。そこで伊達信金では面接を7～8回行い、相談者との心理的な距離を縮めるような対応を行っている。

ヒアリングが行われ、債務残高などが確認できれば、過払金の引き直し計算を行い、生活再建に向けた相談が行われる（ ）。

北海道労金では、多重債務者向け負債整理融資で対応している。同融資は、利息制限法での残高再計算後、無担保で1,000万円、有担保で2,000万円を限度としたものであり、主に（社）日本労働者信用基金協会が保証を行う（ ）。

けんみん信組の場合は、個人の収入状況や将来の生活設計をもとに将来の生活資金繰りキャッシュフローを作成して、月々の返済金額を話し合い、負債整理を目的とした「生活再生ローンによる肩代わり整理」「任意整理」「特定調停」「個人再生手続き」

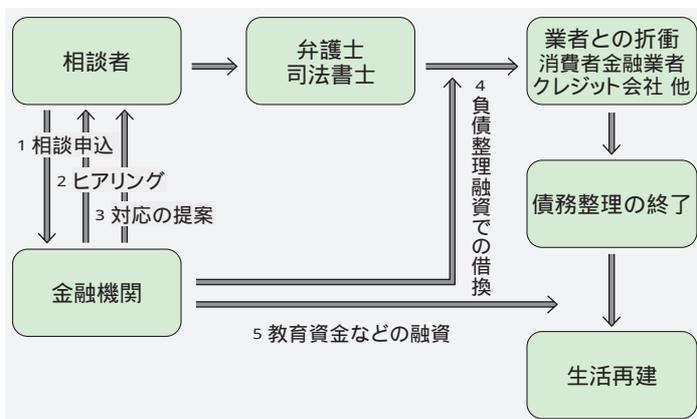
「破産」など相談者の状況に応じた方法を提案する。相談者はその提案を検討し、自らの対応を決定する。けんみん信組の負債整理融資は、基本的に無担保無保証のプロパー融資で対応するが、場合によっては担保融資とすることもある（ ）。

伊達信金が行う負債整理融資は、安定継続した収入がある者などを条件としたプロパー融資で対応している。保証には連帯保証人を求め、債権ごとに保証人を選定することができることとしている（ ）。

一方、任意整理や個人版民事再生手続きなど法的手続きが必要な場合は、各金融機関は弁護士や司法書士を紹介する。法的手続きによって債務整理が実行されると、事故情報記録が登録されるため、一般的な新規借入は困難となる。そこで各金融機関は学資ローンなど生活再建上必要であり、用途が明確な案件についてはプロパー融資等を行うこともある（ ）。また、北海道労金では生活が再建された後であっても教育資金などの融資を行うことで相談者の生活のサポートを行っている。

伊達信金では負債整理融資を行った後、本人の同意を得て預金口座の動向を見守ることとしている。これは、給与が振り込まれているか（仕事を続けているかどうか）、不審な入出金があるかどうか、などをチェックするためである。このような管理業務は融資を返済するまで相談プラザの担当者によって行われる。

第3図 北海道労金、けんみん信組、伊達信金における多重債務者対応フローの概略図



資料 ヒアリング等を基に筆者作成

(2) 中国労金の多重債務者対応フロー

中国労金における多重債務問題への対応は法的手続きの活用を前提としており、相談者本人によく反省・見直してもらい、多重債務の再発を防止することと、経費を節減する、という目的から特定調停や自己破産については本人申請を優先して行うこととしている。

相談者から相談申込を受ければ、個人情報に関する同意書等を相談者から徴求し、ヒアリングを実施する( )、( )、第4図参照)。ヒアリングには本人のほか、本人の同意を得て配偶者や家族、組合役員などが同席する。

ヒアリングの後、相談者本人が消費者金融会社に取り引開示請求を行い( )、裏付けを取ることができれば、利息制限法による利息の再計算が行われる( )。また、ヤミ金や詐欺的な商取引の請求については、警察や消費者センターへ問い合わせを行う。

同労金では、債務整理プロセスにおいて返済残高が多額であり、生活再建が困難である相談者に対しては、多重債務者向け負債整理融資を行うこともある( )。同融資は、すでに借入が多額な相談者に対しても対応可能とし、人的保証ではなく(社)日本労働者信用基金協会の保証としている。さらに、相談者に対して生活再建に必要な資金についての融資(学資ローン等)を行うこともある( )。

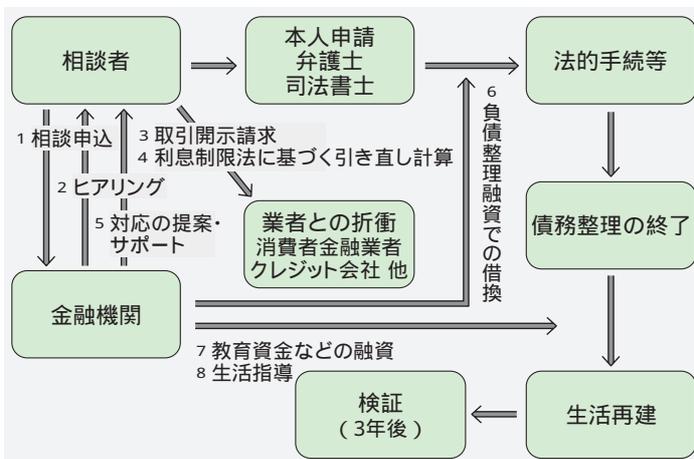
また、中国労金では債務整理が終了するまで生活指導も行っている( )。そして、多重債務問題解決の手法が有効かどうかを検証するため、3年後を目途に検証作業も行い、対応プロセスの見直しも行っている。

このように中国労金の多重債務者対応フローは北海道労金、けんみん信組、伊達信金のそれと基本的には同じであるが、本人申請に重点を置いていることが特色である。

なお、今回ヒアリングを行った金融機関に共通している点は、貸倒れが少ないこと

である。これには、配偶者や家族等を含めた協力体制を構築していること、負債整理融資を行った後も、相談者のサポートを継続していること、各金融機関とも営業エリアが限定されており、「顔の見える組織」であること、をあげることができ、きめ細やかな対応が貸倒れを防ぐ大きな要因になっていると考えられる。

第4図 中国労金における多重債務者対応フローの概略図



資料 第3図に同じ

### 3 職員の教育とやりがい

#### (1) 職員教育

中国労金では、多重債務相談担当者の育成については集合研修で多重債務問題の解決に向けた知識の普及に努めているが、基本的には業務実践を通じた実務能力の向上・人材育成を重視している。同労金の職員は、本人申請を支援していることもあり、職員が相談者や組合役員とともに簡易裁判所の調停などに同席することもある。そこで得られた知識は集合研修では得ることが難しい「現場」の知識であり、適切なカウンセリングができることを目指している。

一方、けんみん信組ではカウンセリングで将来の生活設計に焦点を当てた対応を行っていることもあり、FP(フィナンシャル・プランナー)資格の取得を求めている。さらに、多重債務相談を行う職員には実務的な知識のほかにも、相談者と信頼関係を築く能力が求められる。とりわけ多重債務問題の相談者は、打ちひしがれた状況で訪れるため、担当者は通常業務と異なる配慮や気遣い、毅然とした態度などが求められる。これらの対応力は、現場で培われたノウハウが極めて重要であり、経験の積み重ねがカウンセリング能力を向上させるといえる。

#### (2) 職員のやりがい

これまで金融機関は基本的に多重債務者への融資については極めて慎重な姿勢を示していた。また、多重債務問題は非常にデ

リケートな問題でもあるため、当初は、取組みに反対を唱える職員も少なくなかった。しかし、多重債務問題に取り組むことによって、営業店が積極的に対応するなどの協力体制が構築されるようになった。

多重債務に陥った家族にはストレスを抱え様々な家庭問題があるといわれ、家庭から笑顔が失われる傾向が多い。さらに多重債務に悩んでいる人々は、職場で業務に集中することもできずに人間関係を悪化させることにもなりがちである。このような状況からカウンセリングが始まるため、解決策が見つければ、相談者には笑顔が戻り、職員に感謝の念が向けられることが多いという。ある担当者は「笑顔を取り戻した相談者を見ることが仕事冥利に尽きる」と多重債務のカウンセリングのやりがいを語ってくれた。

このような取組みは、金融商品販売だけでは生み出すことができない顧客と強固な絆を強めることになる。また、そのような顧客が、債務返済後はロイヤリティの高い優良顧客になったケースもある。

### 4 多重債務問題への対応と金融機関

協同組織金融機関にはリレーションシップバンキング機能強化の一環や前述の「多重債務問題改善プログラム」などで多重債務問題への対応が期待されている。こうした点を踏まえ、4つの金融機関のヒアリングから、その要点を融資の事業性の観点とCSRの観点からをまとめることにする。

### (1) 事業性の観点

事業性の観点から多重債務問題への対応を検討すれば、負債整理融資は通常の融資よりも高い利ざやを確保でき、カウンセリングや貸出後のフォローを行うことによって貸倒れも少ないという特色がある。

多重債務者への融資には、家族や職場との協力体制のもと、金融機関がカウンセリングやその後の生活指導まで定期的にチェックを行うことが重要である。さらに、多重債務者への融資は、保証会社が融資案件を承認しないこともあり、プロパー融資で対応しているケースもある。そのため、担当職員には相談者の問題を素早く汲み取り、適切なカウンセリングを行う力が必要であるとともに、相談者が生活再建を行う意思があるかどうかを見抜く「診断力」が不可欠となる。また、組織的には、専門的な知識に加えて、相談者への配慮や気遣いなどバランスの取れた職員教育とノウハウを伝えるサポート体制の確立も要求される。このように、多重債務問題に取り組むには、人材育成等が必要であり、一朝一夕に態勢を整備することが難しい面もある。

一方、多重債務問題への対応は、問題解決までに時間が長期に及ぶことや事務コストが増大するため事業として行うことは困難であるとの意見もあった。

### (2) CSRの観点

金融機関における多重債務問題への取り組みには、金融上の破綻から生活を再建し家族に笑顔を取り戻し、多重債務による自殺

などの事件を未然に救うことにつながる重要な社会貢献という側面がある。また、多重債務による生活破綻が抑制されることは、債務者の家族・周辺だけにとどまらず、地域経済・地域社会における様々な負の連鎖・有形無形のコスト発生を抑える効果がある。多重債務問題への金融業務活動を通じた対応のCSRの観点での意義は大きく、すそ野は広い。加えて、このような取り組みは、顧客の満足度向上とともに、職員の仕事の充実感を高めていることは前述したとおりである。

このようなことから、高い公共性・公益性を期待される金融機関においては、多重債務問題への取り組みはCSRの観点から継続的かつ真摯に取り組むべき重要な課題であり、企業（組織）の基盤・理念に沿った事業展開として位置付けて実施していくことが求められていると思われる。

## おわりに

法令改正によってグレーゾーン金利は撤廃されることとなり、長年の懸案の一つが解決に向かう。しかし、これで多重債務者問題が解消するということではない。

消費者金融会社とそのローン金利を利息制限法の上限金利内に引き下げる動きがすでに始まっているが、多重債務問題の今後については、消費者金融会社がどのような戦略で展開していくかが、大きな焦点になる。大手消費者金融会社は最近、融資審査を厳格化しており、新規借入申込に対する

承認率を大きく低下させ、優良顧客の囲い込みと新たな顧客セグメントの集客を試みている。

その一方で、貸金業法改正によって2009年4月までには、貸金業からの総借入額が年収の3分の1を超える借入が原則禁止となる「総量規制」が導入される。

金融庁は改正貸金業法の政省令案として、住宅・自動車購入口ーン、緊急時の高額医療費支払いの借入などを対象外にすることを公表したが、<sup>(注6)</sup>例外事項以外の借入については規制対象になり、「多重債務者予備軍」が返済などを巡って大きな困難に直面するとの懸念がある。

今後の多重債務問題の展開としては、消費者金融の利用者は、前述の総量規制の導入までに個人向け借換ローンにシフトする、との見方もある。ただし、個人向け借換ローンに借り換えが承認される債務者は一部であり、多くは自己破産を選択する可能性も否定できない。ある金融機関の担当者は、近年では相談者が債務整理融資の申込みを行っても融資が不可能となり、自己破産を選択するケースも多い、と指摘しており、先行きの読めない状況が続いている。

また、多重債務問題を未然に防止することも重要な対策の一つとなっている。近年、CSRの観点から金融教育を行う金融機関は増加しているが、多重債務問題が大きな社会問題となっている現状において、生活防衛としての金融教育は、重要であると考えられる。中国労金では多重債務者への対応に加えて、高校、労組・企業での研修会や

一般市民を対象とした講演会を、北海道労金では、労働組合が主催する学習会等で金融教育を実施していることは注目される。

本稿では、多重債務問題に対応している金融機関の取組みを概観した。これらの取組みには多重債務者への債務整理融資という本業の一部としての側面と、多重債務問題の解決を通じ、そこから生じる社会問題を防止して、「家庭に笑顔を取り戻す」という社会貢献としての側面がある。また、ヒアリング調査を行った4つの金融機関の多重債務カウンセリングは主に口コミで広がっており、着実に「頼れる金融機関」というイメージも高まりつつある。

金融機関の多重債務問題への取組みはCSRの観点からも継続的かつ真摯に取り組むべき重要な課題であり、企業（組織）の基盤・理念に沿った事業展開として位置付けて行うことが求められていると思われる。それを通じて、多くのステークホルダーとの信頼関係を形成し、金融機関としての社会的評価の持続的向上とともに、総合的に事業にもプラスの効果をもたらすと考えられる。

(注6) 日本経済新聞07年6月20日付。

< 参考資料 >

- ・多重債務者対策本部(2007)「多重債務問題改善プログラム」
- ・中島遊(2006)「出資法上の上限金利の見直し～貸金業規制法等改正の論点～」『立法と調査』10月、No.261
- ・金融庁「貸金業法等の改正について」「貸金業制度等に関する懇談会」「多重債務者相談マニュアル」
- ・中国労働金庫、北海道労働金庫、伊達信用金庫ホームページ及び資料。長崎県民信用組合資料
- ・金融庁、首相官邸、最高裁判所ホームページ

( 研究員 古江晋也・ふるえしんや )

## もうひとつの食と農の道

もはや重厚長大の時代でもあるまい、といわれながらもこの国では相も変わらず、大きいを良しとする考え方から抜け出せないように見える。それは巨大ショッピングモールが次々に地方の商店街をつぶしていく風景に似て、小さな営みに心を配る余裕を失った私たち自身と社会の姿をあらわしているように感じる。

農政もまた農地の大規模化への道をひた走るだけのように見える。戦後農政の大転換の名のもとに進められてきた「品目横断的経営安定対策」とは、農地の大小をモノサシにした農の担い手の選別であり、私などにはとても政策などと呼べる内容のものではないと思える。すでに日本農政は1990年、30a以下の農地しか持たない小農は「自給的農家」であるとして政策の対象から外した。いわば農家の第一次リストラだった。こんどの第二次リストラ策は、4 ha以上の農地をもつ認定農業者か、20ha以上農地をまとめた集落営農組織以外は政策支援しないという。

周知のとおり日本の農家の57.4%は1 ha以下の農地を耕し、3 ha以下が90%を占めている。いわば小農の営みが日本農業と食料を支えているのである。それらを切り捨てて、食料自給率向上はもとより、どんな食と農の未来が展望できるのか。

私はこの1年半、東北の農村に足を運び、新政策によってゆさぶられて思い悩み、不安と迷いの中で苦悩する人々の姿をみてきた。そのたびに30年も前に書かれた一人の農学者の一文を思い出していた。

「耕している田んぼが小さいからといってなにも人間まで小さくなることはあるまいと思うのだが。田んぼが大きいとか、がんばって大きくしたとかでそれを自慢するのは、それはそれで気持ちもわかることである。そういう農家は家も大きいことでもあろう。それが嬉しいとすればそれもよくわかることである。だが、大きいのは家や田んぼだけのことなのだということを最近つくづく感じさせられるのである。おせっかいの多い世の中だが、輪をかけたおせっかいがいるものだ。規模を拡大しろというのである。ほとんどみんながそうな

のである。あんまり皆が農家をつかまえてそういうものだから、田んぼの面積が小さいとか、それを大きくしないとかの農家は、何となく反社会的な存在のように思い込まれるようにさえなっている」(守田志郎『農業は農業である』より)

この文章が書かれた1970年代初め、日本にはまだ1,025万人の農民が汗を流していた。食料自給率も60%近くあった。それが大規模農業推進の中で農民は3分の1以下の324万人に減り、食料自給率は40%を割ろうとしている。私たちは大規模農業一辺倒の農政から、どんな希望を手にしたのだろうか。耕す人々はすべて農民である。種をまき食を得る土地は大小を問わず大切な農地である。その上に立って汗する人々を支援していくのが政策というものではないのか。自分ではやらない人間が小手先で立案した計画は、たとえ理屈はたっても所詮は机上のプランである。農業の担い手を選別する前に「農政の担い手」こそ選別されるべきではないのか。

しかし政策対象外になったからといって、いたずらに悲観することはない。日本農民はたくましい。政策対象とは一方で政策に呪縛される存在でもある。考えれば政策対象外とは呪縛からの解放でもある。1990年に自給的農家として切り捨てられた80万戸の小農たちは、むしろ呪縛から解かれて自由になって、田畑近くに農産物直売所を次々に開設し、女性と高齢者を中心に生き生きと活動をはじめた。大規模単一栽培ではなく小規模多品種栽培への転換で忘れていた農の喜びを取り戻していった。曲がったキュウリ、不揃いの野菜は安全のしるし。食に不安と不満をかこつ都市の消費者が次々に畑近くの直売所にかけつけてきた。改めて知る朝採り完熟野菜のおいしさ、新鮮さ。そしてこの不況下の10数年で全国に1万か所の農産物直売所が開設され、その売上げは5千億円をこすといわれている。この意欲と笑顔のあふれる直売所は、政策によって生まれたものではなく、解放されて自由で伸びやかになった小さな農家によって達成されたことを改めて確認しておきたい。国の施策だけが農業振興の唯一の道ではない。作り手と食べ手がつながる、もうひとつの食と農の道を切りひらいていきたい。

(民俗研究家 結城登美雄・ゆうきとみお)

# 日本の住宅ローン証券化の 現状と今後の行方

## リスク分散の機能とその活用

### 〔要 旨〕

- 1 住宅ローン市場では、90年代後半以降、商品設計が自由化され金利が低下傾向となるなかで、固定金利選択型ローンの増加などにより民間金融機関のシェアが広がった。さらに2001年に住宅金融公庫の廃止と証券化支援法人への移行が決定されると、こうした傾向は一層顕著となった。  
一方、住宅ローンの証券化が本格化したのは01年ごろからである。01年度に始まった財投改革により市場からの資金調達を求められた住宅金融公庫が、住宅ローン債権担保のMBSを発行し、03年10月には証券化支援事業であるフラット35買取型をスタートさせ、さらに、翌年に保証型も開始した。また、04年ごろから金利上昇予想のもとで民間金融機関による住宅ローンの証券化も増加した。
- 2 住宅ローンは完済までに20～30年程度の長期を要し、この間、金融機関は信用リスクや金利変動リスク、期限前償還リスク等を抱えることになる。住宅ローンの証券化は、こうしたリスクを証券化に参加する業者が分担する仕組みである。貸付金融機関は保有債権をSPVに譲渡し、SPVは住宅ローン債権を基に新たな証券（MBS）を発行し、これを投資家に売却する。この場合、金利変動リスクや期限前償還リスクは投資家が負担することになる。
- 3 住宅ローン証券化の古い歴史をもつ米国では、ファニーメイやフレディマックなどの主導のもとに70年代から住宅モーゲージの証券化が行われている。市場が成長するなかで、モーゲージ・スワップやCMOの組成、TBA取引などの技術革新が進められた。こうしたなかで、金融機関側では、当初の担い手であったS&Lの取扱いシェアが低下し、商業銀行やモーゲージ・カンパニーのシェアが上昇してきた。
- 4 日本の住宅ローン証券化市場の今後を展望すると、本年（07年）4月の住宅金融支援機構の発足や金利上昇傾向のなかで、長期固定金利ローンの証券化は引き続き拡大していくこととなる。証券化のさらなる拡大には、米国にみられるようなCMOの活用や流通市場の整備などが求められよう。こうしたなかで金融機関については、ローン商品は、固定金利選択型や変動金利を主体とする分野を中心に、顧客ニーズに合った商品を開発し、対応していく一方で、超長期固定金利の分野では、リスク管理の観点から証券化商品を活用していくという流れが強まっていくのではないかと思われる。

## 目次

### はじめに

#### 1 日本の住宅ローン市場と

##### 住宅ローン証券化市場の現状

##### (1) 住宅ローン市場の推移と現状

##### (2) 住宅ローン証券化市場の推移と現状

#### 2 住宅ローン証券化の手法とその機能

##### (1) 住宅ローン証券化の手法

##### (2) 住宅ローン証券化の機能

#### 3 日本の住宅ローン証券化の今後の行方

##### (1) 米国の住宅ローン証券化の経験

##### (2) 日本の住宅ローン証券化の今後

## はじめに

住宅は、一般的に個人にとって生涯最大の買物であり、住宅にかかる借入は完済までに20～30年程度の長期間を必要とする。この間の経済環境や金融環境の変化により、債務者の返済能力や金利水準なども変化し、貸し手である金融機関はさまざまなリスクを抱えることになる。これらのリスクを一つの金融機関がすべて抱えるには負担が重く、このため、公的部門がある程度関与するというのが、主要国において、これまでにみられた現象であった。

住宅ローンの証券化は、1970年代以降米国において盛んになり、日本においてもここ5年程度の間急速に普及してきた。本稿は、日本における住宅ローン証券化のこれまでの経緯を整理するとともに、リスク管理の観点からみた証券化の機能、それらを踏まえた証券化市場の今後の行方について考察したものである。

## 1 日本の住宅ローン市場と住宅ローン証券化市場の現状

### (1) 住宅ローン市場の推移と現状

戦後の日本の住宅事情は、戦災による住宅不足の解消が急務であり、一方、民間資本は企業の生産力回復に優先配分されたため、政府は1950年に住宅金融公庫（以下「住宅公庫」という）を設立し、住宅を必要とする個人に住宅資金の貸付を行った。

50年代後半から60年代にかけて民間金融機関による住宅金融への参入が続いたが、当時は高度成長のさなかで、民間金融機関の資金供給先は企業部門が中心であり、都銀などの金融機関は、70年代前半に住宅金融専門会社（以下「住専」という）を設立して住宅資金需要に対応した。

70年代後半に高度成長が終焉すると、企業部門の資金需要が鈍化し、都銀などの金融機関は住宅ローンに本格的に取り組むようになった。当時の民間金融機関の住宅ローンは、貸付期間は20年が一般的で住宅公庫（住宅構造に応じて25～35年以内）よりも

短く、金利も固定金利型の場合、住宅公庫よりも高かった。変動金利（長期プライムレート基準）の住宅ローンが都銀や地銀に導入されたのは83年であるが、金利変動リスクが解消されることから貸付期間は最長30年と固定金利のものよりも長いものとなった。80年代後半のバブル期には、景気拡大や住宅地価の上昇もあり、住宅着工戸数は大きく増加し、住宅ローンは住宅公庫、民間金融機関ともに大きく増加した。

バブル崩壊以降の住宅ローンの新規貸出と貸出金残高は第1図のように推移している。93年度から95年度にかけて新規貸出額が大きく増えたが、景気対策として住宅投資の拡大が重視され、住宅公庫の融資枠が広げられたことや、地価下落により住宅価格が低下したことなどが背景にある。90年代後半以降、住宅ローンの新規貸出額が減少傾向となるなかで、新規貸出に占める住宅公庫のシェアが低下し、民間金融機関のシェアが増えてきたが、94年7月に住宅ローンに関する大蔵省通達が廃止され、民間金融機関による住宅ローンの商品設計が自由に行えるようになったことや金利の低下などが影響している。

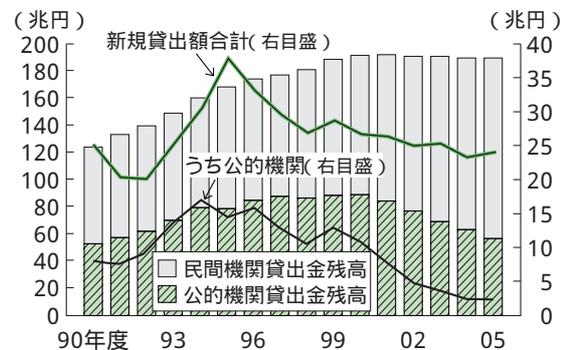
すなわち、住宅ローンの新商品として、94年9月に短期プライムレートに連動した変動金利型住宅ローンが出現し、90年代終わりごろには、借入実施後数年間は固定金利を適用し、その後変動金利等に移行する固定金利選択型ローンなども登場した。こうした新商品

の登場に全般的な金利水準の低下も加わり、民間金融機関の住宅ローン商品の魅力が増した。

こうしたなかで、2001年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」において、06年度までに住宅公庫が廃止されて証券化支援法人に移行することが決定された。その後は、住宅ローンの新規貸付額に占める住宅公庫のシェアが一段と低下し、民間金融機関にシフトする動きが続いている。

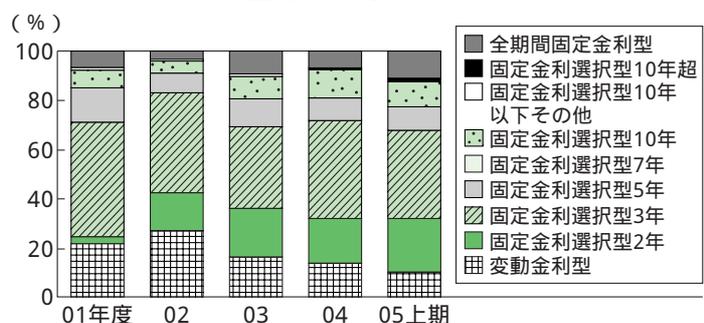
第2図は01年度以降民間金融機関が貸出した金利タイプ別住宅ローン商品のシェアであるが、全般的に固定金利選択型のもの

第1図 住宅ローン貸出金残高と新規貸出額



資料 住宅金融支援機構のホームページ

第2図 民間金融機関の住宅ローンの金利タイプ別シェア



資料 国土交通省住宅局「平成17年度民間住宅ローンの実態に関する調査（民間金融機関向け）結果報告書」

が多く、01年度には、変動金利型と期間3年までの固定金利選択型のローンのシェアが71%を占めており、全期間固定金利のものは6%のシェアであった。05年上期になると、前者のシェアは67%に低下し、後者のシェアが11%に増加した。全期間固定金利あるいは固定金利期間が長いものが増えているのは、先々の金利上昇を予想する向きが増えているためとみられる。

## (2) 住宅ローン証券化市場の推移と現状

住宅ローンの貸付期間は最長で30~35年と長期にわたるが、こうした長期の住宅ローンを貸し付ける金融機関の資金調達手段は主として預金であり、定期預金の期間は2年未満のものが多く、長くても6年程度のもので大半である。こうした資金の調達と運用の期間のミスマッチは流動性リスクや金利変動リスクをもたらすこととなるが、こうしたリスクを回避する手段として証券化がある(証券化の仕組みやその機能については2節で詳述)。

日本における住宅ローンの証券化として、古くは1931年制定の抵当証券法に基づく抵当証券がある。抵当権とその被担保債権とを一体化して有価証券としたもので、住宅金融の分野よりもむしろ中小企業金融の分野で利用された。その後、73年の金融制度調査会の答申に基づき、住宅抵当証券制度と住宅ローン債権信託制度が創設された。

住宅抵当証券制度(74年開始)は、金融機関(譲渡機関)が保有している抵当権付

住宅ローン債権を、他の金融機関(譲受機関)に指名債権譲渡方式で譲渡する仕組みであり、譲渡対象債権の明細書が添付された住宅抵当証券が譲受機関に交付されるが、5年経過後買戻し特約が付いており、再譲渡も禁止され、利用は事実上住専にとどまった。住宅ローン債権信託制度(73年開始)は、住専(委託者)が保有する住宅ローン債権を、信託銀行(受託者)に信託し、住専は信託銀行から交付された受益権証券を第三者(信託銀行の年金信託)に譲渡する仕組みであった。住宅ローン債権信託も、譲渡期間は7年で再譲渡は禁止され、発行額は大きくは増えなかった。

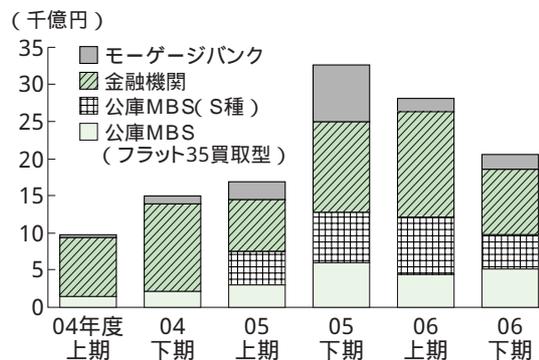
バブル崩壊後の90年代には、住宅ローン債権だけでなく、リース、クレジット債権や一般貸出債権、金銭債権の流動化が関心を集め、これらの債権流動化のための環境整備が進められた。93年にリース・クレジット債権の流動化を認めた特定債権法(「特定債権等にかかる事業の規制に関する法律」)が施行され、98年には証券化対象債権を拡大したSPC法(「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」)や債権譲渡の對抗要件を簡素化した債権譲渡特例法(「債権譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律」)が施行された。また、99年にはサービサー法(「債権管理回収業に関する特別措置法」)も成立した。

上記のような証券化に関する制度の整備が進むなかで、99年ごろから都銀などによる住宅ローンの証券化の動きがでてきたが、こうした流れを本格化させたのが01年

からの住宅公庫による住宅ローン債権担保証券であるMBS(Mortgage Backed Securitiesの略)の発行である。01年度に実施された財政投融资改革において、財投機関は従来の資金運用部を通じた借入から金融市場からの直接調達への転換を迫られたが、こうした制度改革の一環として、財投機関の一つであった住宅公庫は01年3月に上記MBSを発行した。また、同年12月には、06年度までの住宅公庫の廃止と証券化支援事業を行う特別行政法人への移行が閣議決定され、こうしたなかで、住宅公庫は、03年10月に証券化支援事業(フラット35買取型)を開始し、04年10月には証券化支援事業の拡大策としてフラット35保証型もスタートさせた。

民間金融機関においては、住宅ローン証券化の最大のねらいは金利変動リスクの回避であるが、金利は99年から始まったゼロ金利政策によって長期にわたり低位をたどったが、その後の景気の回復傾向を背景に03年ごろからゼロ金利政策の解除、すなわち、金利上昇が展望されるようになった。こうした情勢を背景に、民間金融機関による住宅ローン証券化の動きが活発化し、05~06年度には、年間5兆円規模で証券化が行われたが、民間金融機関による証券化が半分程度のシェアを占めており、モーゲージバンクなどのノンバンクによる証券化も増えている(第3図)。このように、日本における住宅ローンの証券化は、01年ごろから本格化し、直近5年程度の間急速に成長してきたということができよう。

第3図 オリジネーター別の住宅ローン証券化動向



資料 日本証券業協会「証券化市場の動向調査」

## 2 住宅ローン証券化の手法とその機能

### (1) 住宅ローン証券化の手法

住宅ローンの業務は、住宅取得希望者から借入申込を受け付けて、これを審査し、融資契約や担保提供契約等を締結して貸付を実行し、当初返済条件に沿って元利金の返済を受け、元本が完済されることで終了する。貸付実行から元本完済までには、20~30年程度(最長35年)の長期間を要する。

住宅ローンの証券化は、住宅ローン債権を保有する金融機関が、オリジネーターとしてその債権をSPV(Special Purpose Vehicle、住宅ローン債権などをプールする媒体のこと)に譲渡し、SPVは譲渡された債権を裏付けとして新たな証券を発行し、これが投資家に販売されることによって金融機関が住宅ローンの債権を回収する仕組みである。住宅ローン債務者からの元利金回収業務は、サービサーとして貸付金融機関が行うことが多く、回収された元利金は

SPVを通じて投資家に支払われる。

SPVとしては、信託やSPC (Special Purpose Company, 証券化を目的として設立される会社のこと)、組合などが使われるが、近年では信託銀行がこうした役割を果たす場合が多い。この場合、オリジネーターである金融機関を委託者とし、信託銀行を受託者とする信託契約が締結される。住宅ローン債権の譲渡を受けた信託銀行は、金融機関に対し信託受益権証券を発行するが、信託受益権は格付けを高めるための信用補完措置として、優先受益権と劣後受益権と

(注1) に分けて、優先受益権を投資家に販売し、劣後受益権はオリジネーターである金融機関が保有するケースが多い。優先受益権証券は、いったん

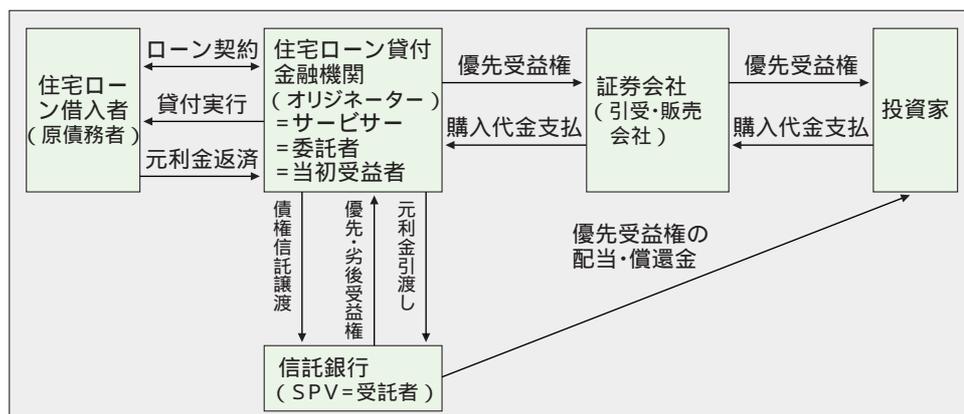
証券会社が引き受けて投資家に販売していくことになる。

サービサーの業務は、受託者である信託銀行との契約によりオリジネーターである金融機関が行う場合が多く、回収された元利金は金融機

関から信託銀行に渡され、さらに信託銀行から投資家に配当や償還金として支払われる(第4図)。このほか、優先受益権証券をSPCに売却し、これを基にSPCが発行する社債を投資家に販売するという形態をとる場合もある。

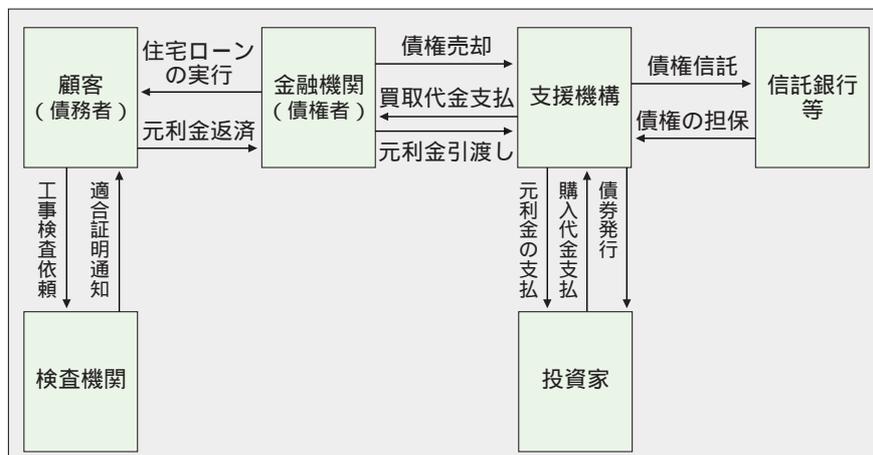
民間金融機関が行う住宅ローン証券化の手法は以上のようなものであるが、住宅公庫が03年10月から実施した証券化支援事業(フラット35買取型)は、上記のものとはやや異なっており、その仕組みは第5図のようになる。なお、住宅公庫は07年4月に独

第4図 住宅ローンの証券化の仕組み



資料 大類雄司・格付投資情報センター(2006)の120頁(図表3-4)などを参考に筆者作成

第5図 住宅金融支援機構の証券化支援事業(買取型)の仕組み



資料 住宅金融公庫業務部(2003)11頁を参考に筆者作成

立行政法人住宅金融支援機構（以下「支援機構」という）に移行しており，第5図では支援機構として表示している。

フラット35買取型では，金融機関は顧客（債務者）に対し長期固定金利の住宅ローンを実行するが，ローン実行は，顧客が検査機関に工事の検査依頼をし，適合証明通知が発行されたものに限られる。金融機関はローン実行後住宅ローン債権を支援機構に売却し，支援機構は買い取った債権を信託銀行に投資家への元利金支払の担保として信託する。支援機構は信託した住宅ローン債権を担保とするMBSを発行し，投資家に売却する。投資家はMBS購入代金を支援機構に支払い，支援機構はこれを金融機関に支払う。一方，支援機構は元利金回収業務を金融機関に委託し，金融機関はサービサーとして元利金を回収して支援機構に引き渡し，支援機構から投資家に支払われる。

04年10月から開始された保証型の仕組みは，次のようなものである。支援機構が定める債務保証特定保険の付保基準を満たす住宅ローンを民間金融機関が顧客に対して融資を実行し，支援機構はこの融資に対して，審査したうえで債務保証特定保険を付保する。民間金融機関は付保された住宅ローン債権のプールを信託銀行に信託譲渡し，信託銀行は民間金融機関に対して信託受益権を交付する。民間金融機関は信託受益権をSPCに売却し，SPCは信託受益権を裏付けとするMBSを発行する。支援機構はMBSの元利金支払いを保証し，支援機

構の保証の付いたMBSが投資家に売却される。

（注1）信託財産からの配当金や償還金の支払いが，信託財産を構成する資産のキャッシュフローから行われる時に，その配当金や償還金の支払いが優先的に受けられる部分と，配当金や償還金の支払いに劣後する部分とを設ける場合，優先的に受けられる受益権を優先受益権といい，劣後する場合の受益権を劣後受益権という。優先受益権は高い格付けが得られ，投資家のニーズも大きい。

（注2）劣後受益権を金融機関が抱えた場合の新BIS規制（バーゼル）上の取扱いとしては，劣後受益権がリスク計測の対象となり，たとえば，標準的手法を用いる場合には自己資本控除の取扱いとなる。

## （2）住宅ローン証券化の機能

### a 業務のアンバンドリング

証券化によって住宅ローンの業務は次のように分解される。

第一は，借入申込受付から契約締結，貸付実行までの業務であり，前掲第4,5図に即していえば，貸付金融機関（オリジネーター）が担当する。

第二は，オリジネーターから譲渡された住宅ローン債権をプールして管理し，これを裏付けとして新たな証券（MBSないしは信託受益権）を発行し，その証券の元利金を支払う業務である。第4図の場合には信託銀行がこれを行い，第5図の場合は支援機構が行うが住宅ローン債権の担保管理は信託銀行が分担する。

第三は，借入者から当初スケジュールに沿って元利金の回収を行う業務であり，こうした業務を行うサービサーはオリジネーターが兼ねるのが一般的で，第4,5図では貸付金融機関が行う。

第四は、その証券を購入する投資家を見つけてこれを販売する業務であり、証券会社に対応する。第五は、こうした証券に投資する業務であり、投資家が行う。

これらの業務は、それを遂行することに伴ってコストが発生し、業務の遂行者はコストに見合う収益を得ることになる。住宅ローンに関するコストには、資金調達コスト（これはリスクフリー・レートと金利変動リスクプレミアムに分解される）、期限前償還リスクを負担するコスト（期限前償還リスクプレミアム）、借入者にかかる信用リスクを負担するコスト（信用リスクプレミアム）、オリジネーターやサービサー、SPV、証券会社がそれぞれの業務を遂行するコストなどがある（第6図）<sup>(注3)</sup>。

証券化が行われない場合には、コストは貸付金融機関が負担するが、証券化が行われると、これらのコストはそれぞれの業務の担い手が分担する。前掲第5図の支援機

構による証券化事業に即して考えると、資金調達コストと期限前償還リスクプレミアムを負担するのは本来的には支援機構であるが、最終的に支援機構が発行するMBSを取得する投資家に転嫁される。投資家がどのような金利水準でMBSを購入するかによって資金調達コストが決まってくる。次に、信用リスクプレミアムを負担するのは支援機構である。その他の事務コストについては、オリジネーターやサービサーの業務にかかるコストは金融機関が負担し、SPVに関連するコストは信託銀行が負担する。また、MBSを販売するコストは証券会社が負担する（第6図ではその他コストに含まれる）。

上記のそれぞれの業務の遂行者はそのコストに見合う収益を得ることになるが、証券化にかかる収益配分の原因となるのは、借入者が支払う元利金と各種手数料である。支援機構が行っているフラット35につ

いて考えると、07年4月の場合、民間金融機関が融資する平均金利は3.018%であり、この金利に相当する利息と元本が、借入者からサービサーである民間金融機関に支払われる。民間金融機関から支援機構が債権を買い取る金利である「提示金利」は2.76%であり、この差である0.258%（3.018% - 2.76%）がサー

第6図 住宅ローン証券化にかかるコスト分担(支援機構MBSの場合)

コスト全体		オリジネーター =サービサー	SPV= 信託銀行等	支援機構	投資家
利潤・ 事務 コスト	オリジネーションコスト	オリジネーションコスト			
	サービシングコスト	サービシングコスト			
	SPV関連費用		SPV関連費用		
	その他			その他コスト	
信用リスクプレミアム				信用リスクプレミアム	
期限前償還リスクプレミアム					期限前償還リスクプレミアム
金利変動リスクプレミアム					金利変動リスクプレミアム
リスクフリー・レート					リスクフリー・レート

資料 筆者作成

ビサーの手数料となる。

次に、支援機構が発行するMBSの利回りは2.13%であり、投資家は2.13%でMBSを取得する。提示金利とMBS利回りとの差である0.63%は支援機構の収益となるが、信用リスクプレミアムや支援機構の事務費等のほかSPVである信託銀行の資産管理手数料や証券会社のMBS引受・販売手数料などがこれによって負担される。

#### b 証券化のコスト分析

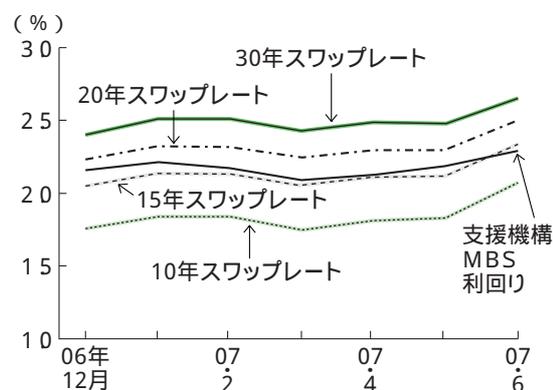
次に、住宅ローンを証券化した場合のコストを、金融機関が住宅ローンを貸付して償還まで保有した場合のコストと比較して<sup>(注4)</sup>考えてみる。

まず、コストのなかで大きな割合を占める資金調達コストと期限前償還リスクプレミアムについてみると、証券化の場合は金利変動リスクや期限前償還リスクを含むMBSを投資家が購入するため、MBS発行体にとってはMBS発行利回りがこれらの<sup>(注5)</sup>コストとなる。

一方、金融機関が預金で資金調達して住宅ローンを融資する場合は、金利変動リスクと期限前償還リスクを金融機関が抱えることとなる。金利変動リスクを除くために金利スワップを組むとすると、スワップレートと預金関連事務費用（金利費用を除く預金業務にかかる諸費用で預金保険料や準備預金コストを含む）が金融機関の資金調達コストになる。

支援機構MBSの場合、支援機構公表のMBS償還モデルでは、最終返済年限は35

第7図 スワップレートとMBS利回りの推移



資料 住宅金融支援機構、日本経済新聞社調べ  
(注) MBS利回りは債権買取月の翌月発行のもの。

年であるが、<sup>(注6)</sup>月次パススルー方式を採用し、期限前償還がない場合の加重平均償還期間は20.5年、期限前償還率5%の場合の加重平均償還期間は13.1年<sup>(注7)</sup>である。10、15、20、30年のスワップレートと支援機構MBS発行利回りを比べると、20年と30年のスワップレートはMBS利回りよりも高く、15年スワップレートとMBS利回りはほぼ同水準であり、10年スワップレートはMBS利回りよりも低い(第7図)。10年スワップレートの場合でも、MBS利回りとの差は0.3~0.4%程度であり、前記の預金関連事務費用<sup>(注8)</sup>を考慮するとその差はかなり小さくなるか、場合によっては逆転することもあり得る。なお、金利スワップを組む場合においては、返済キャッシュフローに見合った形でスワップを組むことは現実的に難しいことや、期限前償還リスクは依然金融機関が抱えているといった点を考慮する必要がある。

次に、民間金融機関が信託方式を利用して保有する住宅ローン債権を証券化する場合には、優先受益権証書は支援機構MBS

と同水準の格付けの取得が可能である（従って、資金調達コストはほぼ同じ）が、民間金融機関は劣後受益権を抱えることになる。

これらを勘案すると、超長期固定金利にかかる資金調達コストとしては、MBS発行利回りに優位性があるものと思われる。その要因として、債券発行を通じて金利変動リスクを吸収可能な生保や年金等の機関投資家の資金を呼び込めることや、担保が比較的良質な住宅に特定されていること、公的機関であるという性格が金利に反映されること（暗黙の政府保証）などがあげられよう。

一方、信用リスク管理については、支援機構よりも金融機関の方にノウハウがあり、金融機関が審査の過程で信用リスクの低い顧客に絞り込むことにより信用リスクプレミアムを低下させてコストを下げるといった方法も考えられる。

以上のように、信用リスク管理については金融機関の方にノウハウがあるが、金利変動リスク等を含む資金調達コストは、超長期固定金利のものについては、証券化商品に優位性がある。近年、メガバンクをはじめフラット35を取り扱う金融機関が増えているが、上記のような点が背景にあるものと思われる。

（注3）証券化によるコスト分解については、大類雄司・格付投資情報センター（2006）188頁などを参照。

（注4）証券化によるコスト分析については、川口有一郎（2006）などを参照。

（注5）MBS発行利回りのほかに、MBS発行費用もコストとなるが、MBS発行費用が発生するの

は主として発行時であり、与信期間全体に割り振ればあまり大きなものではない。

（注6）月次パススルー方式は、毎月回収される元利金から手数料等を差し引いたものを投資家に支払う方式。

（注7）住宅金融支援機構「貸付債権担保住宅金融支援機構債券の概要」（2007年6月）8頁。

（注8）預金関連事務費用の正確な算出は難しいが、人件費や物件費などの営業経費の3分の1が預金業務に関連するものと仮定して、全銀協「全国銀行財務諸表分析」の最近年度の数値を使って計算（営業経費の3分の1 / 預金・譲渡性預金・債券の平均残高）すると、全国銀行ベースで0.3～0.4%程度になる。

### 3 日本の住宅ローン証券化の今後の行方

#### （1）米国の住宅ローン証券化の経験

日本における本格的な住宅ローン証券化の歴史は浅く、今後の展開について考えるには、この分野で古い歴史を持つ米国の経験を振り返ってみることが有益であろう。

米国の住宅金融の担い手は、古くは19世紀前半に設立されたS&L（貯蓄貸付組合、Savings and Loan Association、の略）であり、地域住民の貯蓄性預金を原資に住宅貸付を行っていた。当時の商業銀行は、個人預金のほかに企業の短期預金を受け入れ、商工業貸付を主体に業務を行っており、長期の住宅貸付への志向は薄かった。1929年に始まった大恐慌下、S&L支援のために連邦政府は32年に全米12地区に連邦住宅貸付銀行（Federal Home Loan Bank）を設置し、一方で、全国住宅法（National Housing Act of 1934）に基づき、1934年に住宅モーゲージ<sup>（注9）</sup>の保険を取り扱う連邦住宅庁（Federal

Housing Administration, FHA) を設立し、1938年に住宅モーゲージ買取機関としてFNMA (連邦抵当金庫, Federal National Mortgage Association, の略) を設立した。

1960年代後半から70年代にかけてインフレ・高金利が進行し、S&Lは預金金利上限規制が存在したため資金流出が顕著となり、住宅モーゲージ貸付にも影響が出てきた。政府は証券化政策によってこれに対応することとし、68年にFNMAを民営化してモーゲージの買取りに自由度を与えとともに、住宅都市開発庁のなかにGNMA (政府抵当金庫, Government National Mortgage Association, の略) を設立して、FNMAの一部機能を引き継がせた (民営化されたFNMAは通称ファニーメイと呼ばれ、GNMAはジニーメイと呼ばれる)。さらに、70年にFHA・VAの<sup>(注10)</sup>保険の付かないコンベンショナル・モーゲージを買い取る民営機関としてFHLMC (連邦住宅貸付抵当公社, Federal Home Loan Mortgage Corporation, の略, 通称フレディマック) を設立した。今日の米国の住宅ローン証券化市場を支える3つの機関 (FNMA, GNMA, FHLMC) は、GNMAが純粋な政府機関であるのに対し、FNMAとFHLMCは、政府の規制は受けるが民営化された機関であり、GSE (政府関連機関, Government Sponsored Enterprise, の略) と呼ばれている。

米国における最初のモーゲージ担保証券は、1968年にGNMA保証によって発行されたパススルー証券である。これは、FHA・VA保険の付いたモーゲージを貸付

金融機関がプールして、これを基にパススルー証券を発行し、投資家に対する元利金の支払いをGNMAが保証するものである。これに対し、GSEの保証するパススルー証券はFHLMCが71年に、FNMAが81年に発行した。これらは基本的な仕組みはGNMAのものと同じであるが、FHLMC, FNMAが買い入れたFHA・VA保証が付かないコンベンショナル・モーゲージを対象に発行された。

80年代には高金利が続くなかで、モーゲージ市場にもさまざまな変化が出てきた。第一に、モーゲージ・スワップの普及がある。これは、民間金融機関などが持つ低クーポンのモーゲージをFHLMCあるいはFNMAのパススルー証券と交換する手法であり、金利変動のなかで証券化をスムーズに行う手法として80年代初めに導入された。

第二は、CMO (Collateralized Mortgage Obligation) である。パススルー証券は債務者から支払われる元利金そのまま投資家に支払われるが、CMOは債務者から支払われるキャッシュフローをSPVにおいて加工し、利率や平均残存年限などを投資家のニーズに合わせて加工したものである。83年に初めて発行され、その後急速に拡大した。CMOの一形態として、ストリップMBSがあるが、これは、モーゲージプールからのキャッシュフローを、利子部分だけを配分するものと元本償還分だけを配分するものに分けたもので、86年にFNMAが初めて発行した。

第三は、TBA (To Be Announced) 取引の普及である。通常、モーゲージ証券の売買は、プール番号を指定して取引されるが、TBA取引は、FNMAやFHLMCなどのエージェンシーが発行するMBSについて、約定段階では、エージェンシー名や期間、クーポンなどの条件のみを指定するにとどめ、決済日の2日前までにプール番号を通知するものである。小口取引の流動性を高める手法として普及している。

以上のように、証券化が進む過程でさまざまな技術革新がなされ、これによって証券化がさらに促進されるという現象がみられた。今日、米国のモーゲージ貸出金残高のうち証券化されたものの割合は6割近くに達している(第8図)。こうしたなかで、住宅ローン債権を供給する金融機関の側では次のような変化がみられた。

住宅モーゲージの初期の担い手であったS&Lは、80年代前半の歴史的な高金利時に預金流出や逆ざやを主因とする経営危機を

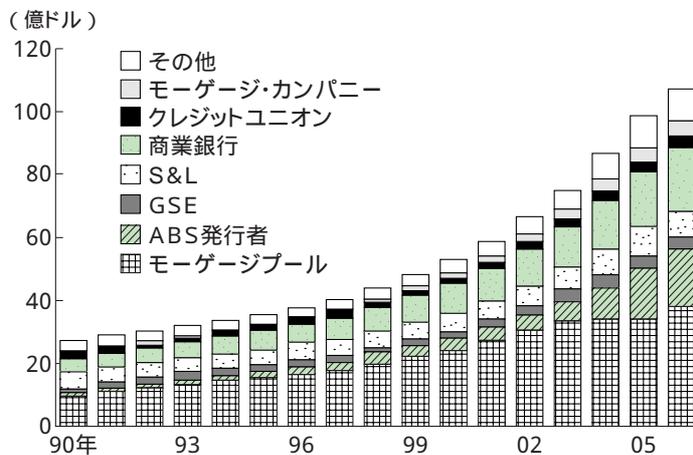
招いた。政府は、預金金利規制の緩和や新金融商品の認可、資金運用規制の緩和などによってこれに対応したが、こうした規制緩和の結果、S&Lは、80年代後半から90年代前半にかけて不良債権の増加による新たな経営危機を発生し、大規模な再編を余儀なくされた。

一方、商業銀行は、証券化の普及によって住宅モーゲージ貸付にかかるリスク管理が容易となり、70年代以降住宅金融分野へ本格的に進出するようになっていたが、80年代には、変動金利ローンの導入やホームエクイティ・ローンの拡大<sup>(注11)</sup>、商工業貸付の伸びの鈍化などもあり、リテール分野に本格的にシフトするようになった。特に、S&Lが経営危機に陥った80年代後半から90年代前半にこうした傾向が顕著となり、93年には商業銀行の住宅モーゲージ貸付残高は、S&Lを上回るようになった(同図)。

商業銀行の住宅ローン分野への進出とともに、モーゲージバンクやモーゲージブローカーなどのモーゲージ・カンパニー

の進出も顕著であった。モーゲージ・カンパニー自体は、農業モーゲージなどをオリジネートし、生命保険会社などに転売する業者として古くから存在していたが、住宅モーゲージの証券化が普及してくると、その活動の場が一層広がった。特に、80年代の高金利時や80年代後半から90年代初めのS&Lや商業銀行の再編のなかで、モーゲージ・カンパニーは、クレ

第8図 米国のホームモーゲージの所有者別内訳



資料 FRB, Flow of Funds Account

ジットクランチなどに遭遇することなく業務を拡大させた。その後、モーゲージ・カンパニーは、大手商業銀行やノンバンクによる系列化が進んだが、近年では、MBSをアレンジする投資銀行がモーゲージ・カンパニーを系列化する動きが目立っている。

以上のような米国における住宅モーゲージの証券化の進展と、この間の金融機関の対応を整理すれば、次のようになる。

第一に、証券化市場の成長の過程でモーゲージ・スワップやCMOの組成、TBA取引などの技術革新がなされ、それが市場の成長につながったこと、第二に、S&Lが高金利時の逆ザヤを主因にシェアを低下させる一方で、商業銀行は証券化を活用する形で住宅ローン市場におけるシェアを拡大してきたこと、第三に、証券化によってモーゲージ・カンパニーなどのノンバンクが成長し、投資銀行などの参入が増えてきたことなどである。こうした現象は、日本の住宅ローン市場の今後を考えるうえで参考となる。

(注9) 住宅モーゲージとは、住宅にかかる借入手形や担保契約証書、保険証書などの書類一式で、譲渡可能になったものをいう。

(注10) VA (Department of Veterans Affairs, 退役軍人省) 保証は退役軍人の住宅借入に対するVAの保証。

(注11) ホームエクイティ・ローンは、住宅を担保とする用途自由の貸付で、住宅モーゲージの一種であるが、住宅取得のための貸付ではない。住宅ローンの返済が進むにつれて増加する担保余力を利用したもので、86年の税制改正で金利経費が税額控除となり利用が増えた。

## (2) 日本の住宅ローン証券化の今後

前掲第1図でもみられるように、住宅着工戸数の減少傾向等を反映して、住宅ローン残高は頭打ち傾向にある。一方、日本の住宅ローン証券化市場は、本格的にスタートして5年程度が経過したところであり、本年4月から支援機構がスタートしたこともあり、今後市場の拡大が予想される。

今後の日本の住宅ローン証券化市場について、需要と供給の両面から考えてみる。第一に需要側の動向では、ここ数年の証券化商品の消化状況をみると、証券化商品に対する投資家の需要は根強いものがある。これは、支援機構のMBSの場合格付はAAA格で利回りは類似の期間の国債利回りに比べて高いこと、住宅ローン債権を担保とする民間の証券化商品でも優先劣後構造が設けられることで格付も上昇し、利回りも国債に比べて高いことなどから、生保などの大手機関投資家や銀行などがMBSへの投資を増やしている。今後のさらなる需要拡大のためには、米国にみられるCMOのような投資家ニーズにあった発行形態の多様化や流通市場の整備などが求められる。

第二は、供給側の動向であり、証券化商品の発行がどれだけ増えるかといった問題である。これには、フラット35による借入がどれだけ増えるか、あるいは、金融機関が持つ既存住宅ローン債権の証券化ニーズの大きさにかかってくる。この点には、今後の金利環境が影響してこよう。長期的視野で見れば、金利は長く続いたゼロ金利か

ら脱却して上昇方向にあり、こうした環境下では、フラット35のような長期固定金利の借入は増える傾向にある。また、長期固定金利の住宅ローン債権を保有する金融機関も、金利上昇リスクのヘッジのために証券化を行う機会も増えてくると思われる。こうした環境下で取引が円滑に行われるには、米国で行われているTBA取引のような手法も参考になる。

第三は、住宅ローン証券化の広がりに対する金融機関の対応についてである。近年、競争激化により住宅ローンの採算性は低下してきているが、金融機関にとって、住宅ローンは個人取引における中核的な商品であり、特に、地域金融機関にとっては住宅ローンの拡大は戦略的にも重要である。

一方、2節でみたように、住宅ローンはきわめて長期間にわたる貸付であり、その分リスクも大きい取引である。住宅ローンの証券化は、こうしたリスクを証券化にかかわる業者に分散する手法であり、証券発行を通じて金利変動リスクを吸収可能な生保や年金などの機関投資家の資金を呼び込むことなどのメリットがある。これらを勘案すると、金融機関については、ローン商品は、固定金利選択型や変動金利を主体とする分野を中心に顧客ニーズに合った商

品を開発し対応していく一方で、超長期固定金利の分野では、リスク管理の観点から証券化商品を利用（金融機関はオリジネーターやサービサーとして参加）していくという流れが強まっていくのではないかと思われる。

<参考文献>

- ・井村進哉（2002）『現代アメリカの住宅金融システム』東京大学出版会
- ・小野沢康晴（2003）「わが国における住宅ローン証券化市場の現状と展望」（1, 2, 3）『金融市場』5, 6, 7月号
- ・大類雄司、格付投資情報センター（2006）『住宅ローン証券化のすべて』日本経済新聞社
- ・片桐謙（1995）『アメリカのモーゲージ金融』日本経済評論社
- ・川口有一郎（2006）「住宅金融公庫の住宅ローン証券化に関する一考察」住宅金融公庫総務部広報課『住宅金融月報』3月号
- ・住宅金融公庫業務部（2003）「住宅金融公庫による証券化支援事業の実施について」住宅金融公庫総務部広報課『住宅金融月報』11月号
- ・住宅金融公庫業務部（2004）「住宅金融公庫による証券化支援事業の拡充について」住宅金融公庫総務部広報課『住宅金融月報』11月号
- ・高橋正彦（2004）『証券化の法と経済学』NTT出版
- ・Robert Van Order（2000）, The U.S. Mortgage Market : A Model of Dueling Charters, Journal of Housing Research, Volume 11, Issue2, Fannie Mae Foundation 2000.
- ・Alan M. White（2004）, Risk-Based Mortgage Pricing : Present and Future Research, Housing Policy Debate Volume 15 Issue3, Fannie Mae Foundation 2004.

（専任研究員 鈴木 博・すずきひろし）



### 林業・森林・山村の問題を考える視点

#### 「林業金融調査会」に触れて

はじめに

16～7年前、農中総研でなかなか出口の見えないわが国の林業・森林問題の研究会をやっていたが、外材の価格とその需給の見通しでは当分国産材に曙光は見えそうになかった。

ところが最近、総研のレポートでは、中国やインドなどの経済の急速な発展により、鉄や非鉄だけでなく木材の世界的な流れが変わりつつあり需給がタイトになってきているという。これまでわが国に向かってきた外材が中国などに流れつつあり、これまでと様子が変わってきた。

山林の資本の回転期間

杉などは、植林してから伐採されて材木になるまでの期間が、間伐や択伐をならしてみても30～40年の長期間になる。主伐には100年もかかる。このようなものを、資本主義の市場経済的な頭で一般の商品と同じに考えると無理がある。われわれが総研で研究会をやっていたときも、安い外材は殆ど天然林で、コストは主として伐木・造材と運送費であったから、植林して下刈りや枝打ちなどのコストをかけた国産材は太刀打ちできないことが明らかであった。

しかし戦前の山もちちは、自分の生きている間に材木として売ろうなどと思って植林していた訳ではない。家の将来の財産として子孫に残し、下刈りで野草や雑木などを家畜や燃料に利用して農業で生活をしてきた。これが結果として環境を維持し、地下水を豊かにして洪水防止に連なっていた。植林・造林の資本投下を投入労力や資金の金利を企業経営のような形で計算してきたら到底やる気になれなかったであろう。

昭和40年代の初め頃、岩手県の小岩井農場を訪ね、その林業について聞いた時、100年で一巡するように、10年刻みで10区画にして、1区画を10年で伐採していくというような話であったと思う。小岩井農場は林業だけでなく、大規模な畜

産経営も兼営していた。

わが国の森林・林業経営が輸入外材に押されて立ち行かなくなった頃、「森とむらの会」の高木文雄氏と全国の一干町歩前後の何人かの大林業経営者との対談が『森林サミット』という本になったので読んだ。それぞれ置かれた環境条件が異なるが、いずれも経営規模の拡大で問題は解決しないことが明確であった。

#### 第二次大戦後の林業政策の誤り

戦災による木造住宅の復興と、その後の経済成長の進展による都市への人口流入で住宅需要が急増し、木材価格が高騰した。これに対して、「拡大造林」政策で泥縄式に杉・桧の植林をいっせいに推進し、ブナなどの広葉樹を伐採していった。林業県では人工林率が7割前後に達した所も出てきた。これが杉花粉による花粉症を激化させた。しかし、この時植林した杉・桧は適正伐期になる前に昭和36年木材価格安定緊急対策として外材の輸入自由化が実施され、安い外材に太刀打ちできなくなったので間伐や下草刈りなどの森林管理は放置され、さらに中東の石油による「燃料革命」に追い打ちをかけられ、里山は荒廃の一途をたどる。

この戦後の林業政策の誤りが、現在のわが国の森林・林業・山村の惨状の主因であった。わが国には林業政策はあったが、山村行政はなかった。戦後の民主的改革のなかで農地解放が実施されたが、山林には及ばなかった。そのことの可否はともかく、膨大な国有林と大山林地主と里山の中小山林という構成のなかで、わが国の林政が進められたが、昭和26年新森林法によって森林組合が中小山林所有者の協同組織に衣替えされた。加入脱退自由の建て前であったが、事実上は強制加入であった（50町歩以上の所有者は除く）。旧森林組合は専ら施業の実施・調整を行っていたが、定款変更で林産物の販売や資金の貸し付けなどの経済事業を付帯事業として行うことになった。多くの森林組合は市町村役場の中に置かれ、行政の下請け的な形であり、経済事業は山村の農協の経済事業と重なっていた。

歴史的経緯は別として、現在の森林組合と組合員の事業や生活との実態を洗

い直してみる必要がある。組合員は自分の山があって固定資産税を払っていても、その山がどこにあって、その境界もどこまでか分からなくなっている。もともと山の境はこころ覚えで話し合っただけで、目印の境木があったが今は無くなっていたり分からなくなっていたりで、役場の台帳や地図では全く分からない。このような基本的な問題から役場や森林組合は解決していかなければならない。

#### 戦後の「林業金融調査会」のこと

最近、宮本常一の民俗学に興味を感じ、その著作集を読んでいたところ、『民俗学の旅』の中の「13山村と離島」に、昭和29年に彼が参加した「林業金融調査会」のことが出てきた。少し長いが引用すると、「29年には東京営林局長を退官した平野勝二氏を中心に林業金融調査会を結成した。平野さんが退官まえに、『これから野に下ったとき何をしたらよいか石黒忠篤先生（終戦時の農商大臣）のところに相談にゆきたいのだが君もいっしょにいつてくれないか』といわれたので、平野さんに従って牛込の石黒先生のところにいった。…いろいろ話しているうちに、山村生活のおくれが問題になり、日本には林政はあるが山村行政はないというような話になった。先生は山村の問題はぜひとりあげねばならぬが、それにはまず山村生活の経済実態をもっと明らかにしなければならぬ。これは退職後の平野さんの仕事の一つに取りあげるべきであろうということになった。…そこで石黒先生は農林中央金庫理事長の湯川元威氏にあうようにと行って下さり、平野さんと私は湯川さんをたずねていった。…そこで話はすすんで、農林中金、農林漁業金融公庫、全国森林組合連合会などから金を出してもらい、…財団法人林業金融調査会を組織し、平野さんが常務理事になり全国山村の社会経済実態調査を開始した。」とある。

そこで『農林中央金庫史』にあたってみると、第5巻の年表の系統団体の欄の昭和29年に「12・2 林業金融調査会設立（全森連内）」とあるだけでほかになにも触れられていない。

宮本の著書によれば、この事業は昭和43年まで続き、調査した山村の数は2

百か所をこえ、彼も林道の問題に取り組んでいる。多くの若い研究員がよく活動し、りっぱな学者が育っていったとある。

ここに指摘されている、「山村行政」とか山村で生活している人々の社会経済の実態の視点から森林・林業問題に取り組む必要があった。

宮本が「林業金融調査会」に参加して行った調査とそのレポートをその年譜から拾うとおおよそ次のようである。

昭和30年「島根県日原町」(林業金融基礎調査報告)

昭和31年「宮城県栗駒村」(山林経済実態調査報告)

「秋田県上小阿仁村」(山林経済実態調査報告)

昭和32年「愛知県名倉村」(林業金融基礎調査報告),「林道」(林業金融基礎調査報告)

昭和36年「林道とその効果」(林業金融基礎報告 77)

昭和37年『林道投資の実態と問題』(林野庁調査課)

昭和38年 林業金融調査会に集まる若い人たちとデクノボウ・クラブをつくり、タイプ版の雑誌「デクノボウ」を出す。これは昭和43年春まで54号を出している。

昭和41年『パイロット林道開設の効果を追求する調査報告 長野県奈川・安曇地域』(林野庁林道課)

などと出ている。宮本は調査会の一部を分担したが、中心メンバーではなかったようであるから、林業金融調査会の全貌を知るためには、全森連や林野庁で調べて参考にする必要があると思う。

金庫は、金は出したが、残念ながら調査にはあまり関わっていないようである。

#### 第一次産業と市場経済との関係

戦後アメリカの影響で、経済や生活さらには文化にまですべてにわたり市場原理・競争原理を貫くことが主張されてきたが、わが国の山林経営は、巨大な国有林と主要林業地帯の専業林業者と里山を中心とする中小の農家林家から成り立っており、国有林も大規模な林業者も殆ど経営的に成り立たなかった。千町歩前後の大規模林業経営も市場原理では安い外材に太刀打ちできなかった。国有林経営の赤字も巨大になっていった。まして里山の中小山林経営は専業で

成り立つはずがなかった。このことは農業や漁業の分野でも同じであるが、森林・林業分野でもっともシャープにでてくる。

林政の中心のターゲットは里山を主とする中小の農家林家であろう。そこに政策の目標を置くならば、山村・農山村の住人の生活や仕事に即した対応が必要であった。それは、縦割りの農林行政ではなく地域のすべての仕事や生活・文化に係わる問題である。

宮本常一は、山口県の瀬戸内の大島の生まれで、漁村の民俗分野の調査が多いが、「民俗学」というのは、その土地土地の一般庶民（常民）の社会や生産や生活の実態や歴史の学問のようである。漁業問題に取り組む視点も沿岸・沖合の漁業に従事する漁民の漁業と生活をどのように組み立てて行くかがポイントであろう。

そこで考えるのだが、農林漁業いずれも単一の品目の専業で、他産業のような競争力をもち所得を確保することは無理な分野であり、兼業などでカバーしつつ生活をし、地域を発展させない限り、過疎や地域の荒廃を招く。その場合、組み合わせる仕事は、直接農林漁業に関係しなくても良いのではないか。特に最近情報技術や交通手段の発展によって産業の立地条件が大きく変化しつつあるので、農林漁業以外の広い視野と知識や技術を利用して地域の再生を図ることができるのではなからうか。

「林業金融調査会」の山村実態調査がどのようなものであったかは分からないが最近の社会経済の環境から考えて、山村や林業の調査をいかに綿密で深くつめてもそこからだけでは全体の回答は出てこないと思う。

もう一つ、農山漁村の仕事や生活の変化には、「交通」が極めておおきく影響するということである。ここでいう「交通」とは、Trafficではなく、Inter courseすなわち、交通、交際、通商など外部との交わりのことである。農山村や林業分野の知的鎖国では地域の発展は難しいということである。宮本の農山漁村を歩いた調査には、「交通」の影響が大きかったことがよくでてきて、ヒントに富んでいる。離島や農山村は「交通」によって、良くも悪くも大きく変化している事例が示されている。

最後に

宮本常一の著作を読んで感じたことは、彼が調査に訪れた日本各地の農山漁村のおかれた環境条件はそれぞれ異なり、個性をもっていて、それぞれの環境条件に即して生きる努力をしていたということである。「林業金融調査会」で調査に訪れた200か所を超える山村も、多分それぞれ状況が異なっていたと思う。

森林・林業の面からは、木造建築用の材木生産とパルプ材など画一的な造林でなく、多様な広葉樹林を含む造林により林野の多彩な利用を考慮する必要がある。混牧林などの畜産や椎茸などのキノコの原木、薪炭林といった農業や林業的な利用だけでなく、山村留学や教育環境としての利用、さらには交通や通信などの新しい時代の立地条件によっては商工業などの導入も可能になろう。農山村的な在り方を詰めていくだけでは新しい発明や展開は出てこないと思う。

個々の山村をどのように発展させていくかは、それぞれの山村の社会経済の広い視野での実態調査が必要で、その実態を踏まえて外部の知恵や知識を入れて行く必要がある。山村行政は地方自治体である市町村や都道府県の総合的な行政でなければよい方向は見いだせないのではないか。

宮本常一の民俗学的諸論文を読んでいて、敗戦直後の混乱のなかで大阪府の囑託として生鮮野菜の供給や技術を身につけたことや、当時大阪府農地部長であった平野勝二に請われて農地解放や農協育成指導にあたった経験が、全国を歩いて調査する際に大きな意味をもっていたことを感ずる。宮本常一という人材を見だし、自ら主催していたアチックミュージアムに入れ育てたのは渋沢敬三という人である。この人は、自らの資金を投入して大正10年に自宅の車庫を利用して小さな博物館（アチックミュージアム・・・昭和17年日本常民文化研究所と改称される）をつくり、宮本はそこで渋沢の影響をうけて調査・研究してきたのであるが、その渋沢敬三は本当に良く先に見える人であった。われわれはこういう先人の経験と知恵に改めて学ぶ必要がある。

((株)農林中金総合研究所 前副社長 荒井浄二・あらいじょうじ)



## 2005年度の農協経営の動向

### はじめに

本稿は、農林水産省「総合農協統計表」を主たる資料として、2005年度を中心に最近の農協経営の動向を概観したものである。

05年度の集計組合数は、886組合であり、合併の進展を反映して、前年度に比べ27組合の減少となった。

農協合併について振り返れば、合併のペースは、農協経営が全体的に悪化した90年代の後半から加速し、農協数も毎年10%以上(数では200以上)の減少が続いたが、第18回全国農協大会での1,000農協構想を下回る数にまで合併が進んだこともあり、04年度以降、合併ペースは大幅に鈍化している。

今後は仮に事業・経営に問題が生じて、それへの対応策として合併を選択するケースは、次第に少なくなっていくとみられる。現在の事業管内で、組合員・地域住民のニーズを詳細に把握し、そのニーズを、強みをもった継続性のある事業につなげていく、地域に根ざした創意工夫が、これまで以上に農協に求められているといえよう。

地域経済や農業といった農協経営を取り巻く環境は依然として厳しい。しかし合併が一段落するなかで、地域ごとの農協経営の独自の動きもみられるようになっている。

本稿では、農協経営の地域差に留意しつつ、近年の農協経営についてとりまとめた。

### 1 組合員数の動向

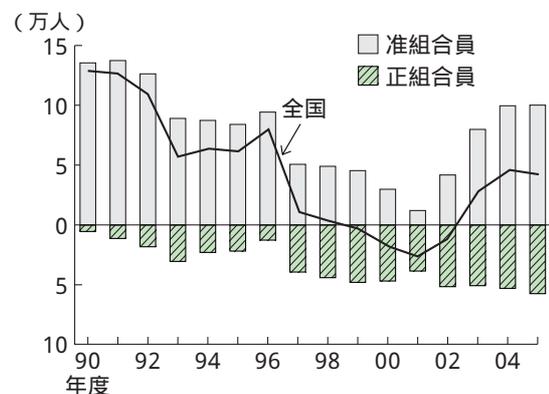
農協の個人組合員数(正・准計)は、99年度から4年連続して減少した後、03年度以降再び増加に転じている(第1図)。

近年の特徴は、第一に正組合員数の減少、つまり正組合員の世代交代や農業離れが加速していること、第二に、増加数が一時鈍化していた准組合員が再び大幅な増加となっていること、の2点である。

この過程を地域別にみると、3大都市圏を含む、関東、東海、近畿の3地域(以下「3大都市圏」という)と、それ以外の地域との相違が明確になっている(第1表)。

まず正組合員については、全体としての

第1図 農協の正・准組合員数増減の推移



資料 農林水産省「総合農協統計表」, 以下同じ

第1表 正・准組合員数変化の地域別内訳

(単位 %)

		90～95 年度	95～00	00～05
正組合員の減少に 対する寄与率	3大都市圏	14.7	23.2	32.1
	それ以外	85.3	76.8	67.9
	全国	100.0	100.0	100.0
准組合員の増加に 対する寄与率	3大都市圏	35.3	32.8	59.5
	それ以外	64.7	67.2	40.5
	全国	100.0	100.0	100.0
個人組合員の増減に 対する地域別寄与度	3大都市圏	2.0	0.5	1.3
	それ以外	2.9	0.4	0.4
	全国	4.9	0.8	0.9

減少率の拡大とともに、減少に占める3大都市圏の比率（寄与率）が90年代前半の15%弱から、2000年以降は3割強に高まっている。これは3大都市圏の農協においても、世代交代や農業離れが本格化していることを示すものである。

准組合員については、00年度以前は増加の6～7割弱が3大都市圏以外の地方であったのに対し、以降は逆に6割が3大都市圏での増加となっている。

准組合員増加ペースの高まりの背景としては、まず、03年3月の員外利用規制に関する事務ガイドライン改訂で、員外利用に関する規制が厳しくなったことを受け、員外で事業利用の多い層に准組合員化を働きかけたことが挙げられる。

3大都市圏の農協で、近年准組合員が増加している背景には、正組合員の世代交代が本格化しているなかで、正組合員後継者が（農業はしないものの）准組合員となっており、引き続き農協事業の利用をしているケースがある。また、正組合員の減少を補う組織基盤拡充の一環として事業利用者の

准組合員化を積極的に行っているケースもある。

一方3大都市圏以外では、正組合員の減少率が次第に大幅になるなかで、准組合員数も増えてはいるが増加率が高まっていない地域も多い（東北、中国・四国、九州・沖縄）。このような地域では、准組合員の増加は正組合員の減少を補えておらず、正組合員次世代とのつながりを確保できないケースも多いのではないかとみられる。

またこれらの地域では、3大都市圏に比べて世帯数の増加率が低い（特に単独世帯を除く世帯数はほぼ横ばいで推移）ことや、世帯数に占める農協の組合員世帯数の割合が既に高い（3割弱。3大都市圏は1割強）ことが、准組合員数の伸び悩みにつながっている面もあるのではないかとみられる。

以上の結果、個人組合員数の増減に対する地域別の寄与度をみると、90年代前半には、3大都市圏以外の地方の増加寄与が大きかったが、後半にはほぼ同程度となり、00年に入ってからでは、3大都市圏では増加、それ以外では減少という状況になっている。

（注）本稿の地域区分は「総合農協統計表」に従っており、関東は、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡の10都県、東海は岐阜、愛知、三重の3県、近畿は滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山の6府県である。

## 2 主要事業量の推移

次に事業量についてみると、05年度の主要部門の事業量は、貯金残高が前年比増加、貸出金残高が横ばいとなったほかは、前年

比減少となった（第2表）。

主要事業量についても、地域差がはっきりとしてきている。

（1）貯金残高推移にみられる地域差

まず貯金については、組合員数と同様に、3大都市圏とそれ以外とで相違が明確になっている。2つの地域の貯金増加率は、高度成長期、バブル期には格差が拡大したものの、常に3大都市圏の方が高い伸びだったわけではなく、70年代のように3大都市圏以外の方が平均増加率が高かった時期もあった（第3表）。

バブル崩壊後も90年代前半までは増加率がほぼ等しかったが、90年代後半から次第に伸び率の差が大きくなり、00年度以降は、伸び率の差が定着したとってよい推移となっている（第2図）。

その結果として、貯金残高全体に占める3大都市圏の割合は、90年度の58.3%から、05年度の60.7%まで、2.4ポイントの上昇となった。

このような伸び率の相違は、定期貯金増減の差がもたらしている（第3図）。

農協の定期貯金残高の既往ピークである94年度以降の、両地域の定期貯金残高の動きをみると、住専処理をめぐる問題が

顕在化した際（95～96年）には、ほぼ同ペースでの定期貯金減少となったが、00年度にかけての定期貯金残高回復過程で回復ペースに差が生じた。次いで01～02年度の定期貯金に関するペイオフ完全実施の影響による定期貯金の分散化や定期貯金から普通貯金への資金移動の際にも、3大都市圏以外の方が減少率が高く、03年度以降は3大都市圏の定期貯金残高が増加に転じたのに対し、それ以外の地域では依然減少が続いた。

この背景には、景気回復の地方への波及の遅れという問題もあるが、前述したように、3大都市圏以外の地域では総組合員数が減少している地域（東北、中国・四国）も

第2表 主要事業量の推移

（単位 億円，％）

	実額	前年比増減率				
		05年度	02	03	04	05
貯金残高(年度末)	791,487	1.3	2.1	2.2	1.5	
要求払定期性	245,916	10.0	5.8	6.2	4.9	
	545,571	1.7	0.6	0.6	0.1	
貸出金残高(年度末)	212,173	0.9	0.3	0.8	0.0	
組合員向け	171,269	1.3	0.6	0.1	0.6	
短期	14,358	7.5	9.8	4.8	5.4	
長期	156,911	0.5	1.8	0.3	0.1	
その他	40,904	0.6	3.9	3.6	2.8	
長期共済期末保有契約高	3,602,845	1.2	1.9	2.0	2.1	
長期共済新契約高	316,969	0.8	0.2	5.4	0.2	
購買事業供給・取扱高	34,550	4.9	4.5	2.9	2.0	
生産資材	23,877	4.3	3.1	0.9	0.2	
生活物資	10,673	6.0	7.1	6.9	5.8	
販売事業販売・取扱高	45,149	0.5	0.9	1.9	1.9	

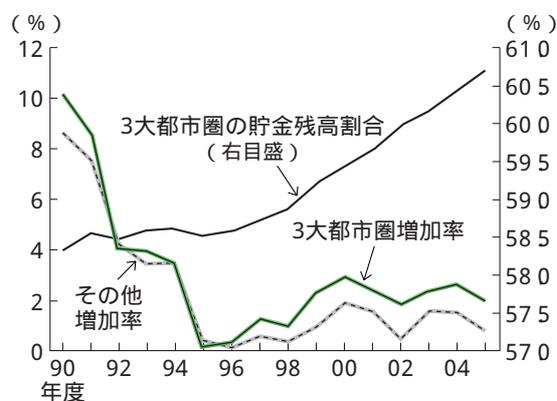
第3表 農協貯金の増加率(地域別)

（単位 ％）

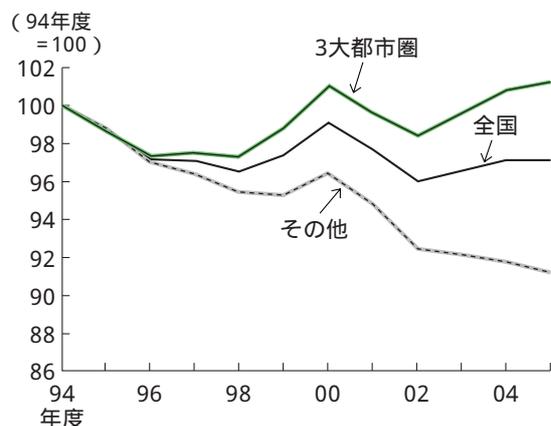
	70/65年度	75/70	80/75	85/80	90/85	95/90	00/95	05/00
3大都市圏(a)	49.2	19.9	11.7	8.0	8.7	4.0	1.5	2.3
それ以外(b)	33.8	21.8	12.3	7.3	6.1	3.8	0.8	1.2
伸び率の差(a-b)	15.4	1.9	0.6	0.7	2.6	0.2	0.8	1.1

（注）各期間の増加率の年率換算値。

第2図 地域別の貯金増加率と  
3大都市圏貯金残高割合



第3図 地域別の定期貯金残高の推移



(注) 94年度の定期貯金残高を100とした。

あり、今後ともそのような地域における定期貯金や貯金全体の動向に注目したい。

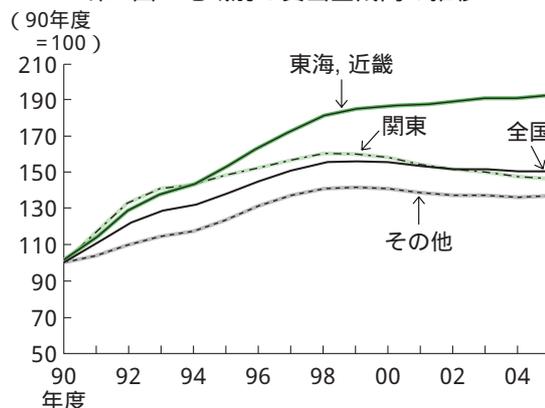
### (2) 貸出金残高推移の地域別動向

次いで貸出については、地域差もみられるものの、3大都市圏とそれ以外という区分では分けられない動きとなっている。

3大都市圏のなかでも、東海、近畿地域は増加基調にあるが、関東地域はそれらと異なり、99年度以降は貸出金の減少傾向が続いている(第4図)。

貸出の内容をみれば、組合員向けの短期

第4図 地域別の貸出金残高の推移



(注) 90年度の貸出金残高を100とした。

資金が減少、長期資金は緩やかに増加し、地方公共団体向けが00年度以降急速に増加しているのが近年の特徴である。

東海、近畿と関東の貸出金残高推移の差をもたらしているのは、貸出の中心(全国計では74.0%)である組合員向け長期貸出が、関東地域では99年度をピークにその後ほぼ一貫して減少しているのに対し、東海、近畿では00年度以降も増加が続いていることである。

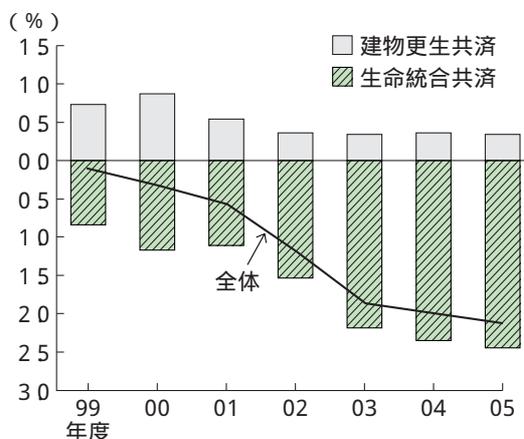
### (3) 全体的に減少する長期共済

次に共済の事業量として長期共済期末保有契約高についてみる。

長期共済期末保有契約高は、全体では98年度にピークを打ち、その後減少に転じて7年連続の減少となっている。地域別には、北陸が01年度以降、東海が03年度以降の減少となっているが、その他の地域はすべて99年度以降減少が続いている。

長期共済期末保有契約高の内訳をみれば、建物更生共済は東北地域を除いて増加を続けており、生命総合共済の減少率が次

第5図 長期共済期末保有契約高の前年比増減率と内訳別寄与度



第に大幅なものになってきている（第5図）。

共済の事業量に関しては、3大都市圏の方が減少ペースが緩やかではあるものの、すべての地域で減少が続いていることが特徴的である。

#### （4）購買・販売事業取扱高の推移

購買・販売事業の取扱高は、全体的には減少傾向が続いている。

05年度の購買事業取扱高は、原油価格上昇による燃料取扱高の増加で、生産資材取扱高の減少ペースが緩やかになったが、それ以外の生産資材や生活物資の取扱高は、減少が続いている。この背景には、施設や店舗の、経済連、全農県本部への譲渡や協同会社化による外出し、また不採算施設廃止等の事情もあるとみられる。取扱高全体が減少し、なかでも生活物資取扱高が大きく減少しているのは、どの地域でも同様である。

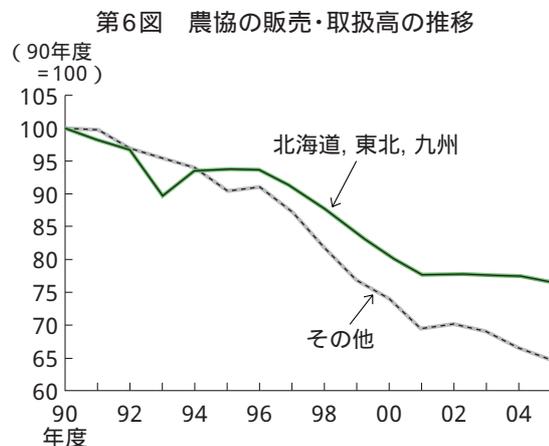
販売事業の取扱高は、05年度は1.9%の

減少となった。減少ペースは04、05年度とやや拡大しているが、90年代後半の減少ペース年平均3.8%に比べれば緩やかになっている。近年減少ペースが小幅なものになっている背景には、農産物価格が比較的落ち着いて推移していることもあろう。

地域差についてみると、北海道、九州、東北といった比較的規模の大きい農家が多いとみられる地域（正組合員1戸当たりの農協の販売・取扱高が百万円以上）と、それ以外の経営規模の小さい農家中心の地域とで、近年販売・取扱高の推移に差がみられる（第6図）。

両地域ともに01年度までは販売・取扱高が減少基調で推移してきたが、02年度以降、北海道、九州、東北では減少ペースが極めて緩やかなものになったのに対し、その他地域では依然減少基調が続いている。この傾向は、農業産出額の推移と同様で、北海道、東北、九州では03年度以降、農業産出額は比較的堅調に推移しているが、その他地域では減少率が相対的に大きい。

販売農家（経営耕地面積30 a以上または年



（注）90年度の販売・取扱高を100とした。

間の農産物販売代金50万円以上)に着目すると、販売農家の戸数は北海道，東北，九州・沖縄合計では，00年までの5年間に11.4%減少，05年までの5年間に14.0%減少しているが，それ以外の地域合計では，同12.1%減少，17.1%減少と減少率はいずれも大きい(農林業センサスより)。全体的に販売農家数が減少するなかでも，(北海道を除いて)平均経営耕地面積の小さい地域の方が，販売農家数の減少は大きくなっている。

一方で販売農家の平均経営耕地面積は次第に大きくなっており(北海道ではそれが顕著)，販売農家全体の経営耕地面積は，販売農家数よりも緩やかな減少にとどまる。

このような事情が反映された販売農家全体の経営耕地面積は，北海道，東北，九州・沖縄地域合計では00年までの5年間に4.3%減少，05年までの5年間に5.4%の減少にとどまるが，それ以外の地域では，同8.2%減少，10.9%減少と2倍前後の減少ペースとなっている。このような地域農業の相違が，農協の販売・取扱高の推移の差の基礎となっていよう。

### 3 収支の動向

05年度の農協の収支は，事業総利益が3年連続の減少となったが，事業管理費をそれ以上に抑制したために，事業利益，経常利益は増益となった。当期剰余金が減少したのは，特別損失として減損損失が計上されたためである(第4表)。

第4表 農協の収支の推移

(単位 億円，%)

	実額	前年比増減率			
		05年度	02	03	04
事業総利益	19 963	1 0	2 5	2 6	1 2
うち信用事業	7 318	6 3	1 7	2 3	2 1
共済事業	5 484	0 8	1 9	1 2	1 5
購買事業	4 192	4 9	5 1	6 3	6 6
販売事業	1 314	1 7	0 4	2 0	1 0
事業管理費	18 363	3 3	3 9	2 6	2 5
うち人件費	12 938	3 6	4 5	3 3	2 5
事業利益	1 600	345 2	21 8	2 8	16 3
事業外損益	544	13 2	15 9	18 0	21 3
経常利益	2 144	97 6	20 0	3 3	3 7
当期剰余金	1 197	2 9	59 5	105 4	44 2
事業管理費比率	92 0	4 2	1 4	0 0	1 2

(注) 事業管理費のみ，前年差。

事業・地域別には，共済事業，購買事業については，取扱高の減少を反映してすべての地域でほぼ一貫して事業総利益は減少している。

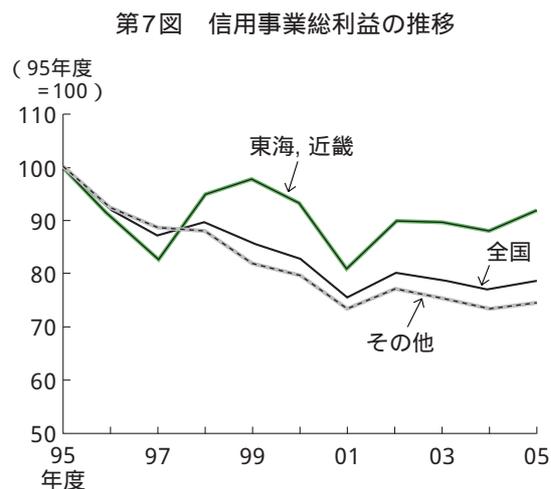
販売事業については，前述のような地域差を反映して，北海道，東北，九州では，03年度と05年度で販売事業総利益が前年比増加となっている(その他地域ではすべて前年比減)。

信用事業については，事業総利益の地域差には，貸出金残高の推移の差が反映されている。東海，近畿地域は，これまで貸出金残高が堅調に推移してきており，貸出金利の引下げのなかでも，貸出金利息収入の減少が，他の地域に比べれば緩やかなものにとどまっている。その結果，事業総利益の中心である資金収支は，東海・近畿では小幅悪化(既往ピークの99年度に対し，05年度は6.5%)にとどまっているのに対し，その他地域では，貸出金残高の伸び悩み・

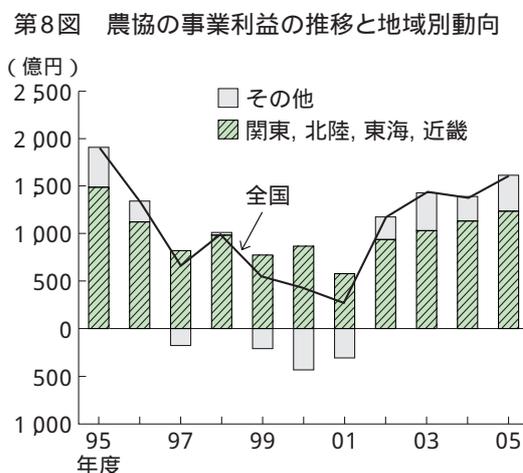
減少によって、資金収支は大幅に悪化（既往ピークの98年度に対して、17.5%の減少）している（第7図）。

05年度は、北陸、中国・四国、九州でも信用事業の総利益が増加したが、これらの地域では貸出金残高も増加に転じており、今後の動向が注目される。

05年度の事業利益合計は1,600億円と2けたの増加となった。関東、東海、近畿、北陸の各地域以外は、90年代後半以降、2年以上連続しての事業利益赤字という厳しい局面もあったが、事業管理費の抑制で事



(注) 95年度の信用事業総利益を100とした。



業利益を出せる体質へ改善を進めてきた。

05年度の事業利益額は、事業総利益が既往ピーク水準だった95年度の事業利益の84%に相当する。事業総利益の減少が続くなかで事業管理費抑制によって利益を確保する厳しい状況には変わりはないが、どの地域も、ある程度の事業利益を確保できる体質になってきているといえよう(第8図)。

#### 4 役職員の動向

近年の役職員数（正、臨時・パート計）の推移は、第5表の通りである。

05年度については、職員数の減少率は3.1%と引き続き大幅であり、正職員だけでなく、臨時・パート職員も減少となった。

事業別にみて特徴的なのは、共済事業職員の増加率が、「総合農協統計表」で確認できる限り初めて0.2%の増加という極めて低い増加率となったことである。共済事業の職員数は、統計上1964年度までさかのぼることができるが、60年代後半は年平均で8.0%、70年代には4.1%、80年代には2.8%の増加と、増加率は鈍化しながらも安定的な増加を続けてきた。90年代には、信用事業の事業総利益が減少し、共済事業への依存が高まったこともあり、職員数は年平均4%の増加と、再び増加率を高めていた。

しかし近年では、長期共済保有契約高が減少傾向にあり、共済事業総利益も00年度をピークに減少を続けている。そのなかでも共済事業職員数は増加を続けてきたが、

第5表 農協の役職員数の推移

(単位 人, %)

	実数	前年比増減率			
		05年度	02	03	04
常勤理事	3,058	0.7	23.9	1.3	2.7
うち実務精通者	1,774	39.8	76.0	4.8	2.8
非常勤理事	14,259	12.5	9.7	6.5	5.4
職員(正+臨時+パート)	271,466	2.4	3.4	2.3	3.1
正職員	232,981	1.9	3.2	2.6	2.7
臨時・パート職員	38,485	0.6	0.2	0.3	0.4
信用	65,933	1.0	2.7	2.1	2.3
うち正職員	61,335	1.6	2.6	2.6	2.5
臨時・パート	4,598	0.6	0.1	0.5	0.2
共済	40,116	3.9	2.5	3.3	0.2
うち正職員	38,686	3.6	2.3	3.0	0.1
臨時・パート	1,430	0.3	0.2	0.3	0.1
購買	75,800	5.9	6.2	5.8	6.8
うち正職員	58,539	3.7	5.3	5.2	5.5
臨時・パート	17,261	2.2	0.9	0.6	1.3
販売	21,428	0.4	1.3	1.2	1.1
うち正職員	16,493	1.2	1.6	1.6	1.4
臨時・パート	4,935	0.9	0.3	0.4	0.3
その他(正+臨時)	68,189	2.9	4.3	1.8	2.0

(注) 前年比増減率の正職員と臨時・パートの内訳は、増減寄与度。

05年度には職員数増加率の大幅な鈍化となった。

地域別には、関東、北陸、近畿、中国・四国、九州・沖縄の各地域で共済事業職員数が前年比減となっている。単年度の動きであるために、確定的な判断は難しいものの、右肩上がりできた共済事業の職員数にも変化の兆しが現れている。

その他事業の職員数に関しては、全体としては減少を続けているものの、地域別の差もみられる。

例えば信用事業では、貯金専従職員は全地域で減らしているが、貸付専従職員は、全体的に減少しているなかでも、東海では近年増加傾向にある。貸出強化の姿勢とも連動した動きとみえる。

また販売事業でも、全体的には減少を続けるなかで、北海道、東北、北陸では、臨時職員を含めた全体では増加の兆しもみられる。北陸を除けば、販売事業の取扱高が下げ止まりつつある地域であり、農産物価格が比較的堅調に推移するなか、職員の増強でさらに販売事業を強化しようとする姿勢とも考えられる。

## おわりに

90年代後半から悪化した農協経営は、事業総利益の減少を上回る事業管理費の削減により、01年度をボトムに回復に転じた。05年度

は回復の4年目に当たっている。

05年度の損失発生組合数は15.5%（ピークは99年度の20.9%）と、全体の収益回復の過程でも依然経営の厳しい組合もある。

一方で、ある程度事業利益黒字を確保できるようになった組合においては、今後をにらんで、戦略部門の強化を図っていく必要もあろう。

05年度の農協経営について、地域別にみると、信用事業総利益が堅調となっている地域で貸付専従の職員を増やす傾向がみられたり、農村部の一部で販売事業職員を増やす動きがみられた。このような地域の実情に即した事業強化の動きについて、今後とも注目をしていきたい。

(主任研究員 小野澤康晴・おのざわやすはる)

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(55)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(55)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(55)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(56)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(56)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(56)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(58)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(58)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(59)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(60)

### 特別掲載(2007年3月末数値)

11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 .....	(61)
12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....	(62)
13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高 .....	(63)
14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高 .....	(64)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部

T E L 03 (3243) 7351

F A X 03 (3270) 2658

### 利用上の注意(本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」単位未満の数字 「 」皆無または該当数字なし  
「...」数字未詳 「 」負数または減少  
「\*」訂正数字

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2002. 5	37,754,337	5,858,480	8,259,830	1,387,413	22,740,546	21,211,038	6,533,650	51,872,647
2003. 5	38,851,102	5,578,079	11,836,935	1,356,694	29,785,299	18,107,019	7,017,104	56,266,116
2004. 5	38,980,966	5,142,263	14,028,011	2,164,127	32,882,042	16,400,655	6,704,416	58,151,240
2005. 5	40,259,575	4,681,833	14,380,014	1,477,822	36,459,804	14,849,428	6,534,368	59,321,422
2006. 5	38,351,743	4,782,335	21,371,726	379,202	43,833,810	10,835,143	9,457,649	64,505,804
2006. 12	40,517,246	4,531,060	23,848,286	915,139	45,332,381	11,991,721	10,657,351	68,896,592
2007. 1	40,993,362	4,517,110	23,934,753	1,030,718	43,906,611	12,384,890	12,123,006	69,445,225
2	40,717,607	4,500,818	21,320,717	831,338	41,921,827	13,200,079	10,585,898	66,539,142
3	40,365,101	4,471,357	22,647,264	384,733	43,714,073	12,484,489	10,900,427	67,483,722
4	39,680,683	4,499,671	21,763,080	664,033	41,710,507	12,850,320	10,718,574	65,943,434
5	39,481,476	4,536,874	21,449,300	486,580	42,187,090	12,862,762	9,931,218	65,467,650

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2007年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	32,179,044	1,030	478,554	48	90,475	-	32,749,151
水産団体	1,123,501	-	67,778	20	6,226	-	1,197,525
森林団体	1,572	28	8,676	13	102	-	10,391
その他会員	1,370	-	2,274	-	-	-	3,643
会員計	33,305,487	1,058	557,282	82	96,803	-	33,960,711
会員以外の者計	443,651	32,758	381,540	106,355	4,550,139	6,322	5,520,766
<b>合計</b>	<b>33,749,138</b>	<b>33,816</b>	<b>938,822</b>	<b>106,437</b>	<b>4,646,942</b>	<b>6,322</b>	<b>39,481,477</b>

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているので、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分は、別段預金(会員以外の者) 1,063,671百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2007年5月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	71,222	9,389	98,873	0	179,484
	開拓団体	303	18	-	-	321
	水産団体	23,080	9,281	15,272	88	47,720
	森林団体	3,655	7,132	1,010	68	11,865
	その他会員	160	785	50	0	995
	会員小計	98,420	26,604	115,204	157	240,385
	その他系統団体等小計	199,255	34,994	74,446	2	308,698
計	297,675	61,598	189,650	159	549,083	
関連産業	1,910,179	60,782	1,564,187	16,291	3,551,439	
その他	8,484,589	11,554	265,567	532	8,762,240	
<b>合計</b>	<b>10,692,443</b>	<b>133,934</b>	<b>2,019,404</b>	<b>16,982</b>	<b>12,862,762</b>	

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2006. 12	6,803,253	33,713,993	40,517,246	44,230	4,531,060
2007. 1	7,421,397	33,571,965	40,993,362	89,730	4,517,110
2	7,230,074	33,487,533	40,717,607	26,000	4,500,818
3	6,616,091	33,749,010	40,365,101	50,700	4,471,357
4	5,854,299	33,826,384	39,680,683	24,400	4,499,671
5	5,732,047	33,749,429	39,481,476	62,520	4,536,874
2006. 5	5,594,829	32,756,914	38,351,743	45,510	4,782,335

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商 品 有 価 証 券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2006. 12	66,478	848,660	45,332,381	14,249,586	36,861	-	144,809
2007. 1	109,253	921,465	43,906,611	12,724,713	35,389	-	146,714
2	174,076	657,261	41,921,827	12,232,861	27,683	-	144,215
3	118,335	266,397	43,714,073	11,851,923	31,084	-	141,307
4	87,238	576,795	41,710,507	11,757,855	30,111	-	135,341
5	145,255	341,325	42,187,090	11,658,734	29,736	-	133,934
2006. 5	100,882	278,319	43,833,810	14,305,658	607	-	147,433

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。 4 2005年3月、科目変更のため食糧代金受託金・食糧代金概算払金の表示廃止。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方			出 資 金	
	貯 金	借 入 金	出 資 金		
	計	う ち 定 期 性	譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
2006. 12	50,238,949	48,449,989	527,970	93,737	1,163,958
2007. 1	49,814,834	48,311,422	508,896	93,735	1,163,957
2	50,021,862	48,304,208	517,791	113,731	1,163,958
3	49,604,441	48,295,611	434,327	208,659	1,183,101
4	49,970,339	48,503,193	660,867	208,659	1,187,764
5	49,780,397	48,486,136	687,128	243,461	1,187,763
2006. 5	48,793,115	47,615,203	440,003	65,749	1,137,954

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。  
3 1994年4月からコールローンは、金融機関貸付から分離。

## 6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸 方			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	う ち 信 用 借 入 金
2006. 11	24,547,149	55,222,261	79,769,410	585,092	416,007
12	24,940,189	55,813,060	80,753,249	560,364	395,320
2007. 1	24,371,858	55,761,914	80,133,772	578,543	414,818
2	24,862,677	55,572,310	80,434,987	556,764	397,271
3	24,883,885	55,305,104	80,188,989	569,542	406,165
4	25,065,041	55,461,072	80,526,113	579,218	414,097
2006. 4	24,858,871	54,339,534	79,198,405	583,936	422,843

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
920,000	3,652,973	1,484,017	17,747,066	68,896,592
1,356,900	3,271,869	1,484,017	17,732,237	69,445,225
1,396,943	3,407,566	1,484,017	15,006,191	66,539,142
1,064,030	2,868,967	1,484,017	17,179,550	67,483,722
1,339,800	3,301,055	1,484,017	15,613,808	65,943,434
1,487,000	2,977,699	1,484,017	15,438,064	65,467,650
690,000	2,107,364	1,465,017	17,063,835	64,505,804

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
9,499,128	2,326,141	21,642	11,991,721	971,800	9,648,691	68,896,592
9,923,973	2,295,950	18,251	12,384,890	890,000	11,197,617	69,445,225
10,878,745	2,159,477	17,641	13,200,079	1,125,592	9,432,624	66,539,142
10,286,389	2,036,139	20,652	12,484,489	800,000	10,069,344	67,483,722
10,582,616	2,112,294	20,068	12,850,320	1,348,000	9,340,463	65,943,434
10,692,442	2,019,403	16,981	12,862,762	575,000	9,326,482	65,467,650
8,334,917	2,330,864	21,928	10,835,143	980,000	8,477,043	64,505,804

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方		
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
78,824	29,006,439	28,867,036	0	378,326	16,469,380	6,493,290	1,287,035
57,856	28,676,152	28,543,574	0	372,316	16,532,010	6,499,284	1,294,518
55,514	28,670,282	28,559,726	10,000	365,740	16,625,516	6,473,215	1,298,867
61,526	28,570,964	28,442,576	92,000	347,853	16,721,727	6,473,198	1,320,302
58,620	28,961,487	28,828,040	0	380,373	16,547,115	6,406,207	1,322,576
50,576	28,641,611	28,511,749	0	391,641	16,775,275	6,446,143	1,330,774
53,662	26,923,722	26,785,030	15,000	366,785	17,300,881	6,181,746	1,219,182

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借				方		報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 農 林 公 庫 貸 付 金	
405,301	54,681,310	54,423,682	4,683,735	1,843,393	21,715,332	293,555	843
420,681	55,694,832	55,444,625	4,596,838	1,750,876	21,642,272	291,328	843
394,443	55,090,330	54,857,608	4,618,537	1,777,185	21,588,327	287,488	839
382,581	55,411,914	55,182,427	4,623,741	1,760,558	21,604,408	283,772	835
368,226	55,047,561	54,798,465	4,553,502	1,696,932	21,946,949	286,130	835
394,585	55,383,988	55,135,444	4,614,743	1,720,815	21,878,831	285,137	816
398,317	54,256,548	54,046,011	4,885,805	2,088,240	21,343,595	305,906	854

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2007. 2	2,085,753	1,384,630	4,391	55,481	15,604	1,283,737	1,251,755	143,025	688,388	
3	2,109,464	1,378,696	5,247	56,130	16,243	1,311,630	1,268,450	149,991	681,855	
4	2,079,036	1,390,254	5,366	56,081	14,853	1,274,578	1,242,698	154,249	682,716	
5	2,061,253	1,386,648	5,366	56,088	15,832	1,255,541	1,223,683	160,841	680,292	
2006. 5	2,117,546	1,442,541	26,449	66,252	15,216	1,283,859	1,247,862	149,103	741,297	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方							報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち農林 公庫資金		
2006. 12	881,446	497,303	189,874	138,627	117,087	6,462	835,300	782,522	6,317	241,338	8,547	184	
2007. 1	851,994	492,346	187,403	136,662	117,233	7,528	807,416	756,981	6,310	239,149	8,526	184	
2	848,020	490,704	187,476	136,957	116,989	6,540	806,702	749,504	6,280	238,701	8,508	183	
3	859,789	490,550	187,900	137,736	115,673	6,749	822,048	769,277	6,282	237,703	8,515	183	
2006. 3	862,219	488,815	214,313	156,760	117,412	6,273	842,133	820,299	3,559	244,681	9,022	207	

(注) 1 水加工協を含む。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵便局
残            高	2004. 3	759,765	491,563	2,456,008	1,825,541	552,400	1,055,174	152,526	2,273,820
	2005. 3	776,686	483,911	2,470,227	1,878,876	539,624	1,074,324	156,095	2,141,490
	2006. 3	788,653	486,640	2,507,624	1,888,910	541,266	1,092,212	159,430	2,000,023
	2006. 5	789,559	487,931	2,527,408	1,883,721	538,428	1,093,549	158,881	1,977,919
	6	798,773	496,320	2,472,002	1,898,302	544,039	1,102,469	160,318	1,978,874
	7	795,429	494,306	2,452,836	1,879,406	539,839	1,097,672	159,672	1,963,059
	8	797,838	497,207	2,447,302	1,878,598	540,803	1,101,933	160,037	1,954,924
	9	795,155	494,476	2,445,037	1,888,120	546,017	1,106,414	161,075	1,933,738
	10	797,836	495,075	2,432,161	1,869,379	537,799	1,100,599	160,066	1,928,003
	11	797,694	494,742	2,471,201	1,882,090	539,578	1,100,748	158,754	1,909,916
	12	807,533	502,389	2,426,762	1,909,348	549,065	1,118,838	161,167	1,911,424
	2007. 1	801,338	498,148	2,445,668	1,883,330	539,652	1,105,756	159,846	1,897,326
	2	804,350	500,219	2,450,553	1,895,719	541,503	1,111,190	160,265	1,893,189
	3	801,890	496,044	2,487,565	1,936,818	546,219	1,113,773	P 160,672	1,869,691
	4	805,261	499,703	2,503,887	1,940,846	550,256	1,124,681	P 161,615	1,869,817
5 P	804,261	497,804	2,542,636	1,932,453	545,702	P 1,117,440	P 160,829	1,847,975	
前            年            同            月            比            増            減            率	2004. 3	2.1	2.0	3.3	0.7	1.6	1.9	2.8	2.5
	2005. 3	2.2	1.6	0.6	2.9	2.3	1.8	2.3	12.0
	2006. 3	1.5	0.6	1.5	0.5	0.3	1.7	2.1	6.6
	2006. 5	1.4	0.4	1.4	0.6	0.5	1.3	1.6	6.3
	6	1.3	0.5	1.4	0.4	0.3	1.3	1.5	6.3
	7	1.0	1.0	0.1	0.2	0.1	1.0	1.0	6.3
	8	1.1	0.8	0.4	0.5	0.4	1.2	1.0	6.4
	9	1.3	0.7	1.9	1.1	0.8	1.5	0.9	6.5
	10	1.1	0.8	0.6	0.9	0.1	1.1	0.7	6.6
	11	1.2	0.7	1.1	0.7	0.1	1.2	0.1	6.5
	12	1.3	1.3	0.9	1.2	0.3	1.4	0.4	6.5
	2007. 1	1.4	1.3	1.1	1.4	0.6	1.6	0.6	6.6
	2	1.5	1.6	0.6	1.7	0.7	1.7	0.6	6.5
	3	1.7	1.9	0.8	2.5	0.9	2.0	P 0.8	6.5
	4	1.7	2.1	0.2	2.2	1.2	2.1	P 1.1	6.4
5 P	1.9	2.0	0.6	2.6	1.4	P 2.2	P 1.2	6.6	

(注) 1 農協, 信農連は農林中央金庫, 郵便局は郵政公社, 信用金庫は信用金庫ホームページ, 信用組合は全国信用中央組合協会, その他は日銀資料(ホームページ等)による。

2 都銀, 地銀, 第二地銀および信金には, オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む(農協以外の金融機関は含まない)。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	郵 便 局
残            高	2004. 3	209,725	49,201	1,925,972	1,351,650	420,089	622,363	91,234	5,755
	2005. 3	207,788	49,097	1,836,301	1,370,521	401,920	620,948	91,836	4,814
	2006. 3	207,472	50,018	1,864,176	1,401,026	410,170	626,706	93,078	4,085
	2006. 5	209,323	49,626	1,837,684	1,388,595	408,215	620,795	92,600 P	4,089
	6	209,642	49,354	1,844,680	1,392,590	410,347	622,741	92,905 P	3,805
	7	210,360	50,331	1,847,128	1,395,142	411,045	624,219	93,119 P	3,744
	8	210,869	50,985	1,847,203	1,397,331	411,061	624,590	93,243 P	3,621
	9	211,547	51,928	1,842,920	1,411,113	414,871	632,882	94,073 P	3,694
	10	211,030	52,423	1,828,062	1,400,552	409,069	626,947	93,651 P	3,634
	11	211,043	52,159	1,844,354	1,407,193	410,405	628,557	93,066 P	3,747
	12	210,270	52,063	1,853,630	1,429,645	417,842	637,675	93,947 P	3,244
	2007. 1	209,715	52,048	1,835,329	1,418,650	412,681	629,498	93,346 P	3,311
2	209,761	51,743	1,817,890	1,418,775	411,959	628,451	93,298 P	3,243	
3	212,165	51,529	1,808,753	1,442,604	416,586	634,955 P	94,184 P	3,286	
4	211,457	50,836	1,796,309	1,430,523	414,481	629,617 P	93,241 P	3,140	
5 P	214,347	51,153	1,782,011	1,401,415	412,363 P	625,447 P	92,871 P	3,299	
前            同            月            比            増            減            率	2004. 3	0.2	4.4	5.7	0.0	2.1	0.6	0.3	9.7
	2005. 3	0.9	0.2	4.7	1.4	4.3	0.2	0.7	16.4
	2006. 3	0.2	1.9	1.5	2.2	2.1	0.9	1.4	15.1
	2006. 5	1.0	2.6	2.5	2.7	3.0	1.1	1.9 P	14.8
	6	1.3	2.3	2.7	2.9	3.0	1.2	2.0 P	15.0
	7	1.6	2.4	1.8	2.5	2.2	0.8	1.6 P	14.0
	8	1.4	5.7	2.3	2.9	2.8	1.3	1.8 P	16.1
	9	1.8	3.3	0.0	3.2	2.9	1.5	1.8 P	16.7
	10	1.9	3.4	0.1	2.8	1.9	1.1	1.7 P	16.5
	11	2.0	3.5	0.1	2.8	1.6	1.2	0.7 P	16.3
	12	2.1	2.8	0.0	2.4	1.3	0.9	0.6 P	17.4
	2007. 1	2.1	3.4	0.4	2.6	1.8	1.0	0.5 P	17.8
2	2.0	3.0	1.2	2.5	1.5	0.9	0.3 P	19.0	
3	2.3	3.0	3.0	3.0	1.6	1.3 P	1.2 P	19.6	
4	1.8	3.1	2.7	2.7	1.2	0.8 P	0.5 P	20.3	
5 P	2.4	3.1	3.0	0.9	1.0 P	0.7 P	0.3 P	19.3	

(注) 1 表9(注)に同じ。ただし郵便局の確定値はホームページによる。  
 2 貸出金には金融機関貸付金、コールローンは含まない。  
 3 農協には共済貸付金・農林公庫(貸付金)を含まない。

# 11. 信用農業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2007年3月末現在

(単位 百万円)

都府県別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	有価証券	貸出金
北海道	2,013,816	35,716	979,872	971,908	534,388	529,499
青森	298,532	5,190	201,927	201,913	79,896	15,618
岩手	531,505	15,464	295,839	295,557	115,044	145,699
茨城	1,031,965	21,673	522,510	511,827	326,952	199,392
群馬	1,041,715	16,967	630,098	629,777	351,044	73,210
埼玉県	2,520,108	56,612	1,645,211	1,643,274	703,794	211,564
千葉県	1,366,486	67,942	1,311,481	1,311,319	0	78,978
東京都	2,029,937	34,874	1,283,693	1,274,652	694,262	110,992
神奈川県	3,189,144	49,657	2,025,938	2,024,222	1,088,180	338,706
山梨県	410,477	8,673	269,992	269,695	90,221	63,167
長野県	2,086,628	28,508	957,866	957,406	848,465	359,758
新潟県	1,416,941	30,316	733,935	733,772	520,693	210,702
石川県	729,072	17,468	371,086	371,064	254,931	125,120
福井県	560,790	16,243	300,194	291,075	229,210	53,706
岐阜県	1,987,655	43,554	1,157,158	1,156,922	678,910	203,172
静岡県	2,844,696	61,303	1,289,537	1,280,169	1,286,750	381,611
愛知県	4,680,768	86,033	2,516,726	2,516,714	1,894,516	375,418
三重県	1,345,201	39,450	701,501	700,644	475,817	196,429
滋賀県	827,210	14,145	492,180	442,160	298,397	104,069
京都府	789,371	16,641	467,349	467,040	216,470	87,345
大阪府	2,788,214	63,217	1,598,825	1,598,813	1,046,389	548,132
兵庫県	3,327,746	83,084	1,650,792	1,650,288	1,285,418	827,329
和歌山県	1,078,774	30,972	593,016	592,977	377,720	142,220
鳥取県	266,270	6,436	165,818	164,665	69,102	30,410
島根県	490,867	14,558	321,656	321,616	133,097	58,026
広島県	1,714,443	32,200	1,377,428	1,376,303	320,128	51,346
山口県	810,618	24,647	457,725	457,702	272,157	107,969
徳島県	632,349	15,719	422,237	422,002	202,264	20,863
香川県	1,388,242	15,312	658,072	657,869	719,744	95,524
愛媛県	1,147,663	23,091	723,054	722,867	379,259	82,729
高知県	635,581	7,019	374,709	374,693	178,415	67,649
福岡県	1,341,067	25,143	772,525	757,387	432,489	170,669
佐賀県	588,400	11,435	343,069	342,317	152,981	102,974
大分県	422,299	9,179	224,166	223,959	125,969	84,237
宮崎県	491,000	8,628	270,924	270,851	137,132	94,964
鹿児島県	778,891	14,630	462,855	457,157	201,523	124,002
合計	49,604,441	1,051,699	28,570,964	28,442,576	16,721,727	6,473,198
一連合会当たり平均	1,377,901	29,214	793,638	790,072	464,492	179,811

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外  
(奈良、沖縄は県農協、それ以外は農林中金へ統合)。

## 12. 農業協同組合都道府県別主要勘定残高

2007年3月末現在

(単位 百万円)

都道府県別	貯金	借入金	預け金	うち 系統預け金	有価証券 金銭の信託	貸出金	報告 組合数
(北海道)	(2,770,566)	(146,972)	(1,901,024)	(1,887,766)	(28,566)	(938,741)	(119)
青森	454,937	3,900	268,376	266,153	9,970	145,729	34
岩手	862,144	16,184	500,977	493,283	37,260	296,520	18
宮城	924,101	9,425	473,971	466,282	63,576	364,002	14
秋田	674,063	11,048	352,042	348,710	11,976	259,175	16
山形	851,859	10,466	451,885	448,693	29,220	335,742	19
福島	1,194,620	7,611	741,313	738,307	69,556	374,837	17
(東北計)	(4,961,724)	(58,634)	(2,788,564)	(2,761,428)	(221,558)	(1,776,005)	(118)
茨城	1,374,162	10,088	994,811	985,346	78,545	303,365	28
栃木	1,514,860	2,057	973,077	969,447	178,539	370,512	10
群馬	1,294,981	5,433	995,320	991,700	58,896	259,868	23
(北関東計)	(4,184,003)	(17,578)	(2,963,208)	(2,946,493)	(315,980)	(933,745)	(61)
埼玉	3,531,965	8,393	2,480,133	2,479,567	269,095	908,609	26
千葉	2,277,634	9,738	1,338,565	1,334,375	259,134	721,511	27
東京	3,146,235	2,773	2,017,680	2,001,738	84,020	1,199,702	16
神奈川	4,972,012	828	3,130,169	3,128,024	340,992	1,724,393	14
(南関東計)	(13,927,846)	(21,732)	(8,966,547)	(8,943,704)	(953,241)	(4,554,215)	(83)
山梨	587,585	4,521	402,427	401,048	34,550	160,253	13
長野	2,712,587	22,053	1,904,960	1,904,277	40,969	810,508	20
(東山計)	(3,300,172)	(26,574)	(2,307,387)	(2,305,325)	(75,519)	(970,761)	(33)
新潟	2,041,414	22,558	1,372,020	1,369,960	184,903	538,798	26
富山	1,215,953	5,336	896,723	893,084	74,539	237,105	17
石川	999,803	2,685	714,161	713,343	51,447	278,956	22
福井	781,255	3,680	538,580	538,446	27,531	225,422	15
(北陸計)	(5,038,425)	(34,259)	(3,521,484)	(3,514,833)	(338,420)	(1,280,281)	(80)
岐阜	2,649,595	4,137	1,947,350	1,946,999	173,950	603,625	12
静岡	4,207,436	20,346	2,789,867	2,784,636	279,523	1,315,539	19
愛知	6,201,486	17,254	4,608,532	4,596,057	455,862	1,449,611	21
三重	1,821,348	5,208	1,324,796	1,316,941	160,899	346,240	15
(東海計)	(14,879,865)	(46,945)	(10,670,545)	(10,644,633)	(1,070,234)	(3,715,015)	(67)
滋賀	1,230,021	3,644	818,327	815,681	169,230	282,392	16
京都	1,053,352	3,448	774,365	772,214	87,633	219,235	5
大阪	3,599,574	45,183	2,722,257	2,690,279	158,671	803,859	16
兵庫	4,170,231	9,472	3,091,507	3,087,886	156,566	987,437	14
奈良	1,164,388	2,749	776,674	761,420	186,114	192,816	1
和歌山	1,404,464	4,550	1,025,290	1,025,067	44,294	310,502	11
(近畿計)	(12,622,030)	(69,046)	(9,208,420)	(9,152,547)	(802,508)	(2,796,241)	(63)
鳥取	485,249	9,343	279,102	276,060	57,674	119,233	3
島根	812,133	23,801	469,425	466,424	41,174	305,047	11
(山陰計)	(1,297,382)	(33,144)	(748,527)	(742,484)	(98,848)	(424,280)	(14)
岡山	1,568,203	21,169	1,120,548	1,118,504	64,660	398,490	12
広島	2,305,678	7,997	1,687,312	1,686,901	34,830	610,857	13
山口	1,180,513	4,522	790,545	785,140	126,217	278,310	12
(山陽計)	(5,054,394)	(33,688)	(3,598,405)	(3,590,545)	(225,707)	(1,287,657)	(37)
徳島	745,742	1,929	614,766	612,133	19,410	115,221	16
香川	1,511,107	6,337	1,370,179	1,369,999	694	174,045	2
愛媛	1,545,605	2,243	1,123,623	1,121,976	103,610	306,263	12
高知	786,765	3,789	598,555	595,065	31,235	169,456	16
(四国計)	(4,589,219)	(14,298)	(3,707,123)	(3,699,173)	(154,949)	(764,985)	(46)
福岡	2,188,496	6,926	1,331,128	1,316,539	87,031	802,358	26
佐賀	784,903	11,534	553,760	552,537	31,549	191,386	11
長崎	594,515	5,873	361,257	358,091	20,180	190,135	7
熊本	879,948	10,304	503,642	490,726	61,332	277,817	15
大分	618,473	8,507	387,203	384,223	13,223	204,788	23
(北九州計)	(5,066,335)	(43,144)	(3,136,990)	(3,102,116)	(213,315)	(1,666,484)	(82)
宮崎	687,786	13,489	449,284	446,359	24,829	212,231	13
鹿児島	1,100,196	6,975	724,133	709,240	5,822	323,294	18
(南九州計)	(1,787,982)	(20,464)	(1,173,417)	(1,155,599)	(30,651)	(535,525)	(31)
(沖縄)	(709,046)	(3,064)	(355,920)	(351,819)	(24,006)	(303,014)	(1)
合計	80,188,989	569,542	55,047,561	54,798,465	4,553,502	21,946,949	835
一組合当たり平均 (単位 千円)	96,034,717	682,086	65,925,223	65,626,904	5,453,296	26,283,771	-

### 13. 信用漁業協同組合連合会都道府県別主要勘定残高

2007年3月末現在

(単位 百万円)

都府	県	道別	貯金	出資金	預け金	うち 系統預け金	貸出金
北海道	青森	道	533,820	8,112	336,726	333,349	141,731
		森	51,021	1,676	27,357	26,250	16,058
		手	87,362	2,552	53,569	50,187	29,640
		城	52,568	2,806	35,291	34,183	18,892
		島	14,071	888	10,522	10,359	3,944
茨城県	千葉	城	16,584	648	9,844	9,498	6,524
		葉	69,776	2,466	38,883	36,251	27,670
		京	8,902	143	6,335	6,308	1,577
		川	27,201	3,193	15,734	15,485	6,567
		湊	26,978	869	21,907	21,789	2,346
富山県	石川	山	34,147	584	25,667	25,158	6,873
		川	45,179	1,190	30,731	30,207	11,607
		井	41,743	980	24,106	23,100	13,740
		岡	108,635	6,826	60,806	59,603	45,798
		知	77,185	2,139	48,504	41,540	21,210
東京都	兵庫	重	94,158	3,627	56,238	55,750	39,024
		都	41,478	637	15,913	15,476	25,084
		庫	69,068	1,727	37,575	35,329	25,451
		山	41,492	1,006	27,924	26,622	10,718
		取	19,857	806	14,981	14,482	4,598
広島県	徳島	島	55,653	813	26,097	25,760	23,442
		島	29,938	532	22,581	22,245	4,421
		川	51,681	1,458	40,555	40,522	10,963
		媛	101,906	1,477	59,671	53,046	44,486
		知	41,871	2,047	23,530	21,477	18,329
福岡県	佐賀	岡	52,325	664	40,993	40,353	7,104
		賀	64,487	1,097	41,673	41,093	21,474
		崎	124,266	1,595	90,657	89,877	30,183
		崎	38,056	916	26,382	25,456	13,080
		島	63,225	2,177	24,627	22,299	39,466
鹿児島	沖	縄	24,831	479	16,251	15,396	9,855
		計	2,109,464	56,130	1,311,630	1,268,450	681,855

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。

## 14. 漁業協同組合都道府県別主要勘定残高

2007年3月末現在

(単位 百万円)

都 府 道 別	貯 金	借 入 金	払 出 資 金	預 け 金	うち 系統預け金	貸 出 金	報 告 組 合 数
北 海 道	449,925	110,547	76,627	462,270	460,175	125,604	75
青 森	6,074	404	472	5,775	5,701	705	1
秋 田	3,620	1,282	650	2,802	2,382	1,452	1
山 形	5,462	22	784	4,695	4,427	612	1
福 島	7,752	2,075	1,269	8,950	8,084	1,312	2
神 奈 川	6,244	725	418	4,143	3,597	1,252	1
静 岡	17,454	2,971	436	11,720	11,386	6,777	1
愛 知	6,036	680	245	5,825	5,640	260	1
三 重	146	0	92	125	28	16	1
和 歌 山	1,053	0	34	958	612	54	1
島 根	41,467	2,583	3,507	24,730	23,975	9,840	1
山 口	62,559	3,731	6,717	39,654	37,138	23,197	1
香 川	2,170	158	159	2,003	1,990	389	1
愛 媛	73,040	26,260	6,952	77,896	39,763	20,940	30
長 崎	105,326	25,855	9,380	111,752	108,028	20,676	46
熊 本	7,097	654	888	6,158	4,869	1,287	1
大 分	28,302	77	2,465	19,574	19,013	7,928	1
宮 崎	36,062	9,876	4,578	33,018	32,469	15,402	17
合 計	<b>859,789</b>	<b>187,900</b>	<b>115,673</b>	<b>822,048</b>	<b>769,277</b>	<b>237,703</b>	<b>183</b>

(注) 表示および記載されていない県は信用事業譲渡等により、報告から除外。